

消防庁関係資料

平成 3 1 年 1 月

消 防 庁

消防庁関係資料目次

○平成 30 年度補正予算及び 31 年度消防庁予算（案）の概要	1
○平成 31 年度消防庁予算案及び平成 30 年度消防庁第 2 次補正予算案並びに平成 31 年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し・その他留意事項について	9
・大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化	2 2
・消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化	2 5
・消防の広域化及び消防の連携・協力の推進	3 0
・外国人、障害者等からの 119 番通報等への対応	3 2
・救急体制の確保	3 6
・地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織の充実強化	4 0
・災害情報伝達手段の多重化・多様化	4 4
・公共施設等の耐震化等	4 5
○その他	
・外国への消防車両の寄贈について	4 7
・平成 31 年度消防大学学校教育訓練計画について	4 8

平成31年度 消防庁予算（案）の概要

H31当初

一般会計予算額 167.6億円（対前年度比42.0億円、33.5%増）

復興特別会計予算額 26.7億円（対前年度比9.4億円、54.0%増）

H30補正

予算額(案)

45.1億円(一般会計)

対前年度比16.6億円、1.6倍増

<主な事業>

① 緊急消防援助隊の強化

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- 津波・大規模風水害対策車の整備 (緊)5.6億円 (30)(緊)4.2億円
- 救命ボート等の整備 (緊)2.2億円 (30)(緊)1.8億円
- 重機及び重機搬送車の整備 (緊)6.8億円 (30)(緊)6.1億円
- 全地形対応車Ⅱ型の整備 (緊)1.4億円 (30)(緊)0.7億円
- 拠点機能形成車の整備 1.3億円

69.5億円 14.2億円

② 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

- 消防防災施設整備費補助金 13.5億円
- ヘリコプター動態管理システムの更新等 (30)(緊)0.6億円
- 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円
- #7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円

15.3億円 5.6億円

③ 消防団の充実強化

23.4億円 25.3億円

④ G20及び2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた安心・安全対策の推進

13.4億円 —

- G20大阪サミット開催に向けた消防・救急体制の構築 9.5億円
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーW杯に向けた消防・救急体制の構築 2.6億円

<消防団関連予算> 48.6億円

H31当初

23.4億円（対前年度比16.5億円、3.4倍増）

H30補正

25.3億円（対前年度比13.7億円、2.2倍増）

(1) 消防団の装備・訓練の充実強化 43.9億円

- 情報収集活動用資機材等（オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプ）の整備 2.3億円
- 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 (緊)8.9億円 (30)(緊)17.9億円
- 消防団救助用資機材補助金 (緊)7.4億円 (30)(緊)7.4億円

(2) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 4.7億円

- 消防団加入促進広報の実施 0.7億円
- 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円
- 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円
- 災害伝承10年プロジェクト 0.3億円



(緊) : 3カ年緊急対策による事業

(30) : H30補正予算

～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進（一般会計）

H31当初
167.6億円

H30補正
45.1億円

(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化

69.5億円 14.2億円

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- 津波・大規模風水害対策車の整備 (緊)5.6億円 (30)(緊)4.2億円
- 救命ボート等の整備【新規】 (緊)2.2億円 (30)(緊)1.8億円
- 重機及び重機搬送車の整備 (緊)6.8億円 (30)(緊)6.1億円
- 全地形対応車Ⅱ型の整備 (緊)1.4億円 (30)(緊)0.7億円
- 拠点機能形成車の整備 1.3億円

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

15.3億円 5.6億円

○常備消防力の充実強化

- 消防防災施設整備費補助金 13.5億円
- 消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円
- ヘリコプター動態管理システムの更新等【新規】 (30)(緊)0.6億円
- 消防防災ヘリコプターの安全性向上策・充実強化策の調査・検討【新規】 0.4億円

○地方公共団体等の災害対応の能力の強化

- 受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした災害対応訓練の実施等 0.6億円
- 自治体の非常用通信の確保【新規】 (30)(緊)4.0億円

○救急体制の確保

- #7119の全国展開をはじめとする救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

23.4億円 25.3億円

○消防団の装備・訓練の充実強化

- 情報収集活動用資機材等(オフロードバイク、ドローン、小型動力ポンプ)の整備 2.3億円
- 救助用資機材搭載消防ポンプ自動車無償貸付 (緊)8.9億円 (30)(緊)17.9億円
- 消防団救助用資機材補助金【新規】 (緊)7.4億円 (30)(緊)7.4億円

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化

- 消防団加入促進広報の実施 0.7億円
- 企業・大学等と連携による女性・若者等の消防団加入促進事業 1.2億円
- 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円
- 災害伝承10年プロジェクト 0.3億円

(4) 火災予防対策の推進

2.0億円 —

○火災予防対策の推進

- 木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討 0.1億円
- 民泊施設や超大規模・複雑化した防火対象物に係る立入検査等の業務の効率化のための調査・検討等 0.2億円

○危険物施設等の安全対策の推進

- 危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策のための検討 0.5億円
- 過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のための検討【新規】 0.1億円

(5) 消防防災分野における女性の活躍促進

2.2億円 —

○女性消防吏員の更なる活躍推進

- 女性をターゲットとした広報の実施や女性活躍推進アドバイザーの派遣等 0.4億円

○消防団への女性・若者等の加入促進

- 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進事業(再掲) 1.2億円
- 女性消防団員等の活躍加速支援事業(シンポジウム開催や学習・啓発教材配布等) 0.4億円
- 女性消防団員活性化大会(活動報告、意見交換会等) 0.2億円

(6) 防災情報の伝達体制の強化

11.2億円

—

- ・通信等の技術に関する専門的な知見を有するアドバイザーの地方公共団体への派遣等 0.2億円
- ・平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進のための優良事例分析・横展開等【新規】 0.1億円
- ・複数機からの同時映像伝送を可能とするためのヘリサットシステムの改修 0.1億円

(7) G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安心・安全対策の推進

13.4億円

—

- ・G20大阪サミット開催に向けた消防・救急体制の整備に係る応援隊経費・訓練経費等【新規】 9.5億円
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーW杯に向けた消防・救急体制の整備に係る応援隊経費・訓練経費等 2.6億円

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

4.8億円

—

- ・消防用機器等に係る日本規格の海外展開の推進(日本の規格・認証制度の普及) 0.2億円
- ・国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進(官民一体のセールスの実施) 0.1億円
- ・ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円

○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化(再掲)

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- ・救命ボート等の整備【新規】 緊2.2億円 30緊1.8億円
- ・自治体の非常用通信の確保【新規】 30緊4.0億円
- ・拠点機能形成車の整備 1.3億円
- ・津波・大規模風水害対策車の整備 緊5.6億円 30緊4.2億円
- ・重機及び重機搬送車の整備 緊6.8億円 30緊6.1億円
- ・消防団救助用資機材補助金【新規】 緊7.4億円 30緊7.4億円

被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

26.7億円

- ・消防防災施設災害復旧費補助金(消防庁舎・消防団詰所等) 18.4億円
- ・消防防災設備災害復旧費補助金(防災行政無線・消防団車両等) 4.1億円
- ・原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(消防活動用資機材、応援出動経費等) 4.0億円

一般会計



(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化

- ・大規模かつ迅速な部隊投入を可能とする体制を充実させるため、車両・資機材等を整備

○緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円(30年度 49.0億円)

- ・大規模風水害・土砂災害や、南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、緊急消防援助隊の機動力や後方支援体制等を強化

○津波・大規模風水害対策車の整備 緊5.6億円 30緊4.2億円

○救命ボート等の整備【新規】 緊2.2億円 30緊1.8億円

○重機及び重機搬送車の整備 緊6.8億円 30緊6.1億円

○全地形対応車Ⅱ型の整備 緊1.4億円 30緊0.7億円

○拠点機能形成車の整備 1.3億円

○映像伝送システムの整備 30緊0.4億円

○ONBC訓練用資機材の整備 30緊1.1億円

- ・緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、「緊急消防援助隊基本計画」に基づき、緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練を実施

○緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施 0.8億円(30年度 0.8億円)

ボートやバギー等の津波や大規模風水害による対応した資機材を搭載



【重機】



【津波・大規模風水害対策車】



【救命ボート】

大型エアertentやトイレ等の長期間の消防応援活動に対応した資機材を搭載



【大型エアertent】



【収納】

【拠点機能形成車】



【緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練】

一般会計

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

(a) 常備消防力の充実強化

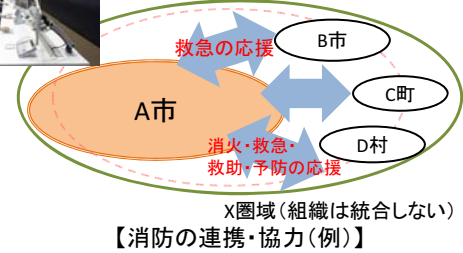
- ・住民生活の安心・安全を確保するための防火水槽などの消防防災施設の整備を促進
 - 消防防災施設整備費補助金 13.5億円(30年度 13.2億円)
- ・消防の広域化や消防業務の一部の連携・協力など、地域の実情に応じた柔軟な対応を推進
 - 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円(30年度 0.2億円)
- ・「ヘリコプター動態管理システム」の端末の配備、更新、機能向上による大規模災害時における効率的な部隊運用及び航空隊の安全運航体制を強化
 - 大規模災害に対応するための航空消防防災体制に関する緊急対策【新規】^{③⑩} 0.6億円
- ・消防防災ヘリコプターの安全性向上策・充実強化策の調査・検討等を実施
 - 消防防災航空の運航体制のあり方に関する調査・研究【新規】 0.4億円
- ・災害時の効果的・効率的な情報収集に資するドローンの運用に関するアドバイザーの育成研修等を実施
 - ドローン運用アドバイザー育成研修等【新規】 0.1億円



【耐震性貯水槽】



高機能消防指令センター
(指令の共同化)



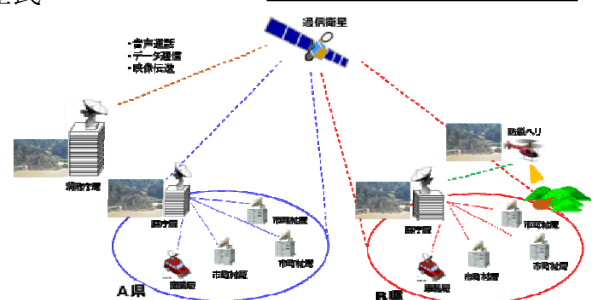
一般会計

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化

(b) 地方公共団体等の災害対応能力の強化

- ・地方公共団体の受援計画等の策定支援や、豪雨災害時における住民の主体的な情報収集や避難行動を促進するための取組を実施
 - 受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした災害対応訓練の実施等 0.6億円(30年度 0.4億円)
- ・近年の災害において、地上の電話網が不通となるケースが増加していることを踏まえ、国と地方公共団体を結ぶ衛星通信ネットワークについて、大雨の中や大規模災害の発生時でも必要な通信を確保できる次世代システムの導入に係るモデル事業を実施
 - 地方公共団体における非常用通信手段の確保【新規】^{③⑩} 4.0億円

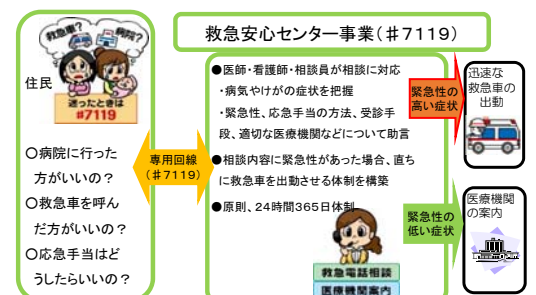
次世代システムの特長
・通信回線容量の増強
・大雨でも通信が途切れにくい
・高画質映像伝送
・インターネット利用が可能 等



【非常用通信手段の確保 イメージ図】

(c) 救急体制の確保

- ・救急車の適正利用を促すため、救急安心センター事業(＃7119)の全国展開を推進
 - ＃7119の全国展開等による救急需要対策の更なる充実強化 0.2億円(30年度 0.2億円)



(実施済団体: 11団体)
宮城県、東京都、埼玉県、新潟県、大阪府、奈良県、福岡県、札幌市周辺、横浜市、田辺市周辺、神戸市

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

- 災害現場の状況を速やかに把握するための資機材（オフロードバイク、ドローン）や女性や学生でも扱いやすい小型動力ポンプの無償貸付けを実施するとともに、消防団への教育訓練を実施



【資機材(イメージ)】

○消防団の装備・訓練の充実強化 2.3億円(30年度 2.4億円)

- 救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の配備及び救助用資機材等に係る補助金の創設により、消防団の装備や訓練を充実強化



【救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車】 【主な補助対象資機材】

○救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付 緊8.9億円 30緊17.9億円

○消防団救助用資機材補助金【新規】 緊7.4億円 30緊7.4億円

(b) 消防団への加入促進

- 平成30年7月豪雨において消防団の活動の重要性が再認識されたことを踏まえ、消防団への加入を促進するため、ポスター、リーフレット及び雑誌・広告等を活用した広報活動を実施

○消防団加入促進広報の実施 0.7億円(30年度 0.6億円)

- 事業所の従業員や学生の入団を促進するために、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援

○企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(30年度 1.2億円)

【組織の枠を超えた連携(イメージ)】



(c) 自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援

○自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円(30年度 0.5億円)

○災害伝承10年プロジェクト 0.3億円(30年度 0.2億円)

(4) 火災予防対策の推進

(a) 火災予防対策の推進

- 木造密集地域における飲食店等の大型こんろからの出火を防止するための自動消火装置等の安全対策の検討など、火災予防の実効性向上及び規制体系の検証・見直しや消防法令に係る違反是正等を推進

○木造密集地域における飲食店等の防火安全対策の検討

0.1億円(30年度 0.1億円)

○火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保

0.2億円(30年度 0.2億円)



【自動消火装置イメージ図】



【腐食した埋設配管】

(b) 危険物施設等の安全対策の推進

- 高経年化による腐食・劣化等を原因とする事故件数の増加を踏まえ、危険物施設の安全対策のあり方について検討

○危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策

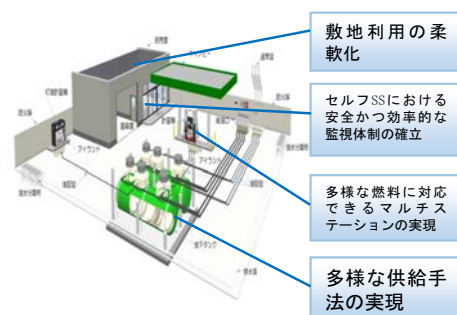
0.5億円(30年度 0.2億円)

- 過疎地域などの地域特性を踏まえた新しい燃料供給体制の構築を見据え、給油取扱所の安全対策のあり方について検討

○過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた安全対策【新規】 0.1億円

- 石油タンクの地震被害高精度予測などの技術を活用することにより、石油コンビナート等における災害対策の充実強化を推進

○石油コンビナート等における防災・減災対策 1.1億円(30年度 0.8億円)



【過疎地域等の燃料供給インフラの維持に向けた検討例】

(5) 消防防災分野における女性の活躍促進

(a) 女性消防吏員の更なる活躍推進

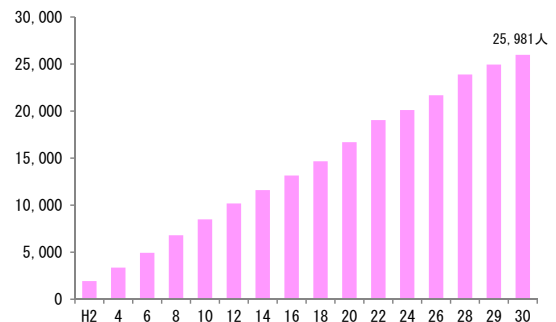
- 消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会の開催や各種広報媒体の発行、アドバイザーの派遣を行うとともに、消防本部が行う先進的な取組を支援
- 女性消防吏員の更なる活躍推進 0.4億円(30年度 0.5億円)



【女性消防吏員の採用ポスター】

(b) 消防団への女性・若者等の加入促進

- 女性や若者等の入団を促進するため、女性分団の新設に要する経費等を支援するなど、地方公共団体が地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援するとともに、全国女性消防団員活性化大会や地域防災力向上シンポジウム等を開催
- 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業(再掲) 1.2億円(30年度 1.2億円)
 ○女性消防団員等の活躍加速支援事業 0.4億円(30年度 0.4億円)
 ○女性消防団員活性化大会 0.2億円(30年度 0.2億円)

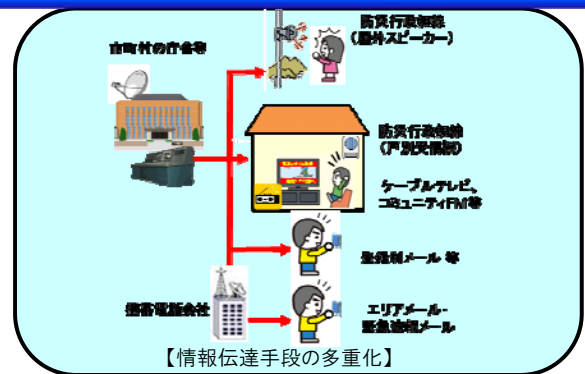


【女性消防団員の推移(各年4月1日現在)】

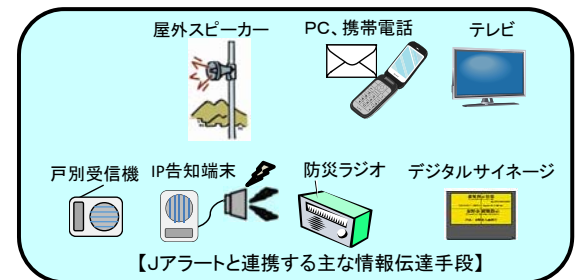
(6) 防災情報の伝達体制の強化

(a) 災害時の情報伝達体制の強化

- 地方公共団体における戸別受信機等の災害情報伝達手段の整備を促進するため、通信等の技術に関するアドバイザーを派遣するとともに、複数の伝達手段を確保するなど防災情報の効果的な伝達方法等について検討
- 災害時の情報伝達体制の強化 0.2億円(30年度 0.4億円)
- 大規模地震、豪雨等の自然災害が多発する状況を踏まえ、地域におけるJアラートの活用の実態を調査しつつ、さらなる有効な活用方策やシステム高度化に係る検討を実施
- Jアラートの充実強化に係る調査検討【新規】 0.4億円
- 豪雨災害時における防災情報伝達に関する奏功事例を踏まえて多様な防災情報の伝達手段の整備を促進
- 平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進【新規】 0.1億円



【情報伝達手段の多重化】



【Jアラートと連携する主な情報伝達手段】

(b) 消防防災通信体制の強化

- 大規模災害に備え、より多くの消防防災ヘリコプターからの映像の同時送受信等を可能とするための機器の改修を実施
- ヘリサットシステムの高度化 0.1億円(30年度 0.2億円)



【ヘリサット映像受信イメージ図】

(7) G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安心・安全対策の推進

(a) 大規模イベント開催時等の危機管理体制の整備

- ・ G20大阪サミット及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における消防・救急体制に万全を期すため、応援体制の構築及びNBC等テロに対応するための資機材等を整備



【伊勢志摩サミット消防特別警戒】

○G20大阪サミット開催関係【新規】 9.5億円

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーW杯関係
2.6億円(30年度 0.04億円)

<陽圧防護衣> <除染テント> <化学剤検知器> <ターニケット>



【テロ対策対応装備等】

(b) 国民保護共同訓練の実施等

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催を控え、テロへの対処能力の向上のため、国民保護共同訓練を実施するとともに、地方公共団体による避難実施要領の作成を推進

○国民保護共同訓練の充実強化 1.1億円(30年度 1.3億円)

○オリンピック・パラリンピックを見据えた国民保護体制の整備に関する調査検討【新規】0.2億円



【国と地方公共団体の共同訓練】

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

(a) 消防用機器等の海外展開の推進

- ・ 東南アジアを中心とした新興国における日本製品の消防用機器等の導入を促進するため、日本製品の品質の高さを支える日本の規格、認証制度の海外展開を推進

○日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化 0.2億円(30年度 0.1億円)



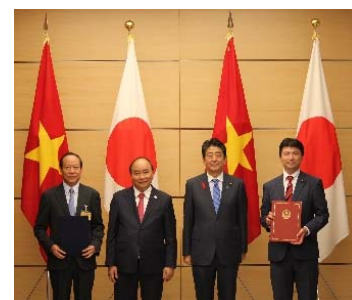
【ベトナムにおいて日本の規格認証制度を説明】

- ・ 日本の消防防災の技術、制度等に係る高度な知見をアジア諸国に共有する「国際消防防災フォーラム」を開催するとともに、日本の優れた消防用機器等について官民一体となったセールスを実施

○国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進
0.1億円(30年度 0.1億円)



【フォーラムにおいてマレーシア消防局長へ日本製品を紹介】



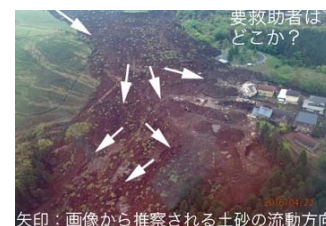
【ベトナム公安省との消防分野における協力覚書の締結(平成30年10月8日)】

一般会計

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用

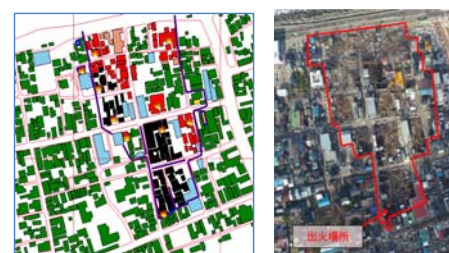
(b) 科学技術の活用による消防防災力の強化

- ・新たな技術の研究開発に対する支援に加え、製品化に係る取組についても支援することにより、実用化を推進
○消防防災科学技術研究推進制度 1.4億円(30年度 1.3億円)
- ・上空からの画像情報分析による救助活動の迅速化や夜間における情報収集の実施など、ドローン等を活用した消防活動能力向上に係る研究開発の実施
○ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円(30年度 0.1億円)
- ・将来の救急需要の増加に対応するため、救急搬送時間の短縮及び将来の救急需要等の予測に関する研究開発を実施
○迅速な救急搬送を目指した救急隊運用最適化の研究開発 0.3億円(30年度 0.2億円)
- ・石油タンクに係る地震被害予測の高精度化に関する研究開発を実施
○危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発(石油タンクを対象とした地震津波被害シミュレータ等) 0.6億円(30年度 0.3億円)
- ・老朽化が進行し、腐食による流出事故が相次いで発生している地下タンクの診断技術に係る研究開発を実施
○地下タンクの健全性診断に係る研究【新規】 0.5億円
- ・市街地火災に対する効果的な予防と消火活動を行うために、火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発を実施
○火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 0.7億円(30年度 0.4億円)



矢印：画像から推察される土砂の流動方向

【上空からの画像より救助活動に必要な情報を抽出】



【火災延焼シミュレーション】

一般会計

○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化(再掲)

- ・浸水した地域での救助に活用するボートや、ガレキ・ぬかるみ等の悪路や冠水箇所でも走行可能な水陸両用バギー、救助や道路啓開を行うための重機などの緊急消防援助隊の装備を充実させ、大規模な地震や豪雨等に対応した消防防災体制の強化を推進
○津波・大規模風水害対策車の整備 緊5.6億円 30緊4.2億円
○救命ボート等の整備【新規】 緊2.2億円 30緊1.8億円
○重機及び重機搬送車の整備 緊6.8億円 30緊6.1億円
○全地形対応車Ⅱ型の整備 緊1.4億円 30緊0.7億円
○拠点機能形成車の整備 1.3億円
○映像伝送システムの整備 30緊0.4億円
- ・豪雨災害時における防災情報伝達に関する奏功事例を踏まえて多様な防災情報の伝達手段の整備を促進
○平成30年7月豪雨を受けた防災情報伝達手段の整備促進【新規】 0.1億円



【ボートによる救助(岡山県倉敷市)】



【バギーによる捜索救助(広島県広島市)】



【重機によるガレキ撤去(広島県広島市)】

○平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化（再掲）

・地方公共団体の受援計画等の策定支援や、豪雨災害時における住民の主体的な情報収集や避難行動を促進するための取組を実施

- 受援計画策定の研修会実施や市町村長等を対象とした災害対応訓練の実施等 0.6億円（30年度 0.4億円）

・災害時の効果的・効率的な情報収集に資するドローンの運用に関するアドバイザーの育成研修等を実施

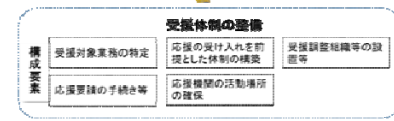
- ドローン運用アドバイザー育成研修等【新規】 0.1億円

・科学技術を活用することによる、大規模な地震や豪雨等に対応した消防防災体制の強化

- ドローン等を活用した画像分析等による災害（土砂災害等）時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.5億円（30年度 0.1億円）
- 危険物の事故・災害の抑止に係る研究開発（石油タンクを対象とした地震津波被害シミュレータ等） 0.6億円（30年度 0.3億円）

・大規模な豪雨災害に対応した危険物施設の安全対策を推進するため、「豪雨対策ガイドライン」を作成

- 危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策 0.5億円（30年度 0.2億円）



【受援体制の整備】



【ドローンによる情報収集能力の向上】



【岡山県総社市爆発火災】

復興特別会計

被災地における消防防災体制の充実強化

(a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

・東日本大震災により被害を受けた消防庁舎や無線施設等の消防防災施設・設備の復旧を支援

- 消防防災施設災害復旧費補助金 18.4億円（30年度 14.3億円）
- 消防防災設備災害復旧費補助金 4.1億円（30年度 0.7億円）



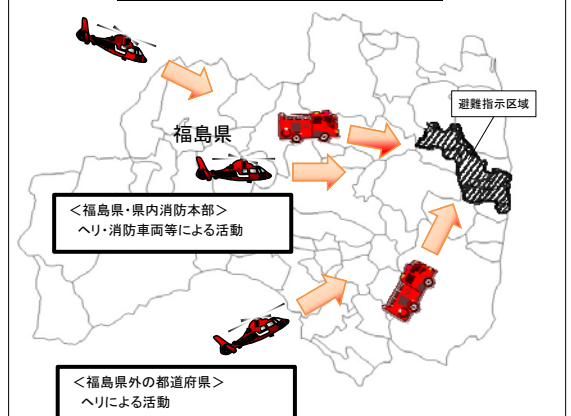
【消防庁舎復旧事業】
大船渡地区消防組合大船渡消防署
三陸分署綾里分遣所

(b) 被災地における消防活動の支援

- ・避難指示区域における大規模林野火災等の災害に対応するための消防活動等を支援
 - ①避難指示区域の消防活動に伴い必要となる消防車両等の整備等を支援
 - ②福島県内消防本部の消防車両等及び福島県外からのヘリコプターによる消防応援活動に要する経費を支援
 - ③福島県内外の消防本部等の消防応援に係る訓練の実施に要する経費を支援

- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 4.0億円（30年度 2.0億円）

大規模な林野火災等が発生した場合



事 務 連 絡
平成31年1月25日

各都道府県消防・防災主管部局 }
各指定都市消防・防災主管部局 } 御中

消 防 庁 総 務 課

平成31年度消防庁予算案及び平成30年度消防庁第2次補正予算案並びに平成31年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し・その他留意事項について

政府の平成31年度当初予算案及び平成30年度第2次補正予算案につきましては、平成30年12月21日に閣議決定されたところです。

平成31年度消防庁予算案及び平成30年度消防庁第2次補正予算案並びに現段階における消防防災に関する地方財政措置の見通し・その他留意事項について、下記のとおりお知らせいたします。

各都道府県消防・防災主管部局におかれては、貴都道府県内の市町村に対しても速やかに御連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化

南海トラフ地震、大規模な風水害等に的確に対応するため、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を改定し、平成35年度末の登録目標隊数を6,000隊からおおむね6,600隊に増隊するとともに、土砂・風水害機動支援部隊の創設やNBC災害即応部隊を新たに創設することを検討しています。

基本計画の改定内容の詳細については、別途お知らせする予定ですが、都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、緊急消防援助隊の強化に取り組むようお願いいたします。

- (1) 平成30年度消防庁第2次補正予算案及び平成31年度消防庁予算案において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づく無償使用制度を活用し、以下の車両・資機材等を配備することとしていること。

なお、配備に当たっては、車両・資機材等の特性や地域のバランス等を勘案することとしていること。

① 津波・大規模風水害対策車

水陸両用バギー等により、津波又は大規模風水害による冠水地域等において機動的な消防活動を実施する車両

② 全地形対応車及び搬送車

高い機動性を有し、津波や大規模風水害による浸水地域等において救助活動や人員・資機材等の搬送を行う車両

③ 拠点機能形成車

大規模災害発生時、被災地での長期の消防応援活動を支援する拠点機能を備えた車両

④ 重機及び重機搬送車

土砂災害等において救助活動を阻む大量の土砂やがれきを除去する機能を備えた重機及びその搬送車

⑤ 高機能救命ボート

津波や大規模風水害による浸水地域等において、多くの要救助者を一度に救出することや車いすでの移動を必要とする方を車いすごと救助し搬送することが可能ながれき等にも強い高機能な救命ボート

⑥ 映像伝送システム

大規模災害時に迅速な情報収集体制を構築し、災害現場のリアルタイム映像を配信・共有するシステム

(2) 緊急消防援助隊設備整備費補助金及び緊急防災・減災事業債等を活用し、緊急消防援助隊の車両や資機材の整備に取り組みれるとともに、救助活動等拠点施設等の受援体制の整備にも積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、車両・ヘリコプターに係る補助基準額を改定する予定であること。また、シャシ供給メーカーの減少、艤装の複雑化等により、近年、消防車両制作に時間を要しているため、消防車両の早期発注及び適切な納期の設定に努めていただきたいこと。特に、全ての補助対象設備について、繰越事由に該当する場合にあっては歳出予算の繰越しを可能とする予定であること。

(3) 消防組織法第 50 条の規定により県及び消防本部が無償で使用している消防庁ヘリコプター及び市町村が無償で使用している国有消防用車両並びに無償使用資機材の維持管理に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練については、訓練の参加に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

2 消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化

消防防災ヘリコプターは、その高速性や機動性を活用し、地上からは接近困難な場所でも活動を行い、国民の安心と安全を守るために重要な役割を果たしているところではある。

一方で平成 21 年以降、4 件の墜落事故が相次いで発生し、26 人の消防職員等が亡くなるという極めて憂慮すべき事態となっています。

消防庁では、消防防災ヘリコプターを運航する道県及び消防本部に対して、「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」等の提言事項に取り組むよう求めてきたところですが、今一度、消防防災ヘリコプターの安全性の向上に向けて取り組む必要があります。

消防防災ヘリコプターを運航する道県及び消防本部におかれては、以下の事項に留意し、2 人操縦体制の導入等、消防防災ヘリコプターの安全性の向上と航空消防防災体制の強化に積極的に取り組むようお願いします。

(1) ヘリコプター動態管理システムの配備・更新等

平成 30 年度消防庁第 2 次補正予算案において、消防組織法第 50 条の規定に基づく無償使用制度を活用し、災害対策本部等でヘリコプターの位置情報・速度等を確認できるヘリコプター動態管理システムの地上端末の配備・更新を行うとともに、位置情報が一定期間更新されなかった場合に警告を発する機能を付加することとしていること。

(2) 2 人操縦体制等の導入及び操縦士の養成・確保

「2 人操縦体制及び CRM の計画的導入について」（平成 30 年 12 月 14 日付け消防庁広域応援室長通知）を踏まえ、2 人操縦体制及び CRM（クルー・リソース・マネジメント）の導入並びに操縦士の養成・確保に計画的に取り組んでいただきたいこと。

また、道県が運航する消防防災ヘリコプターの安全確保のための 2 人操縦体制の導入に要する経費について、地方交付税措置を拡充したこと。

加えて、消防本部が運航する消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のための OJT 及び自主養成に要する経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしていること。

なお、操縦士の型式限定変更取得に要する経費について、平成 29 年度より地方交付税措置を講じることとしていること。

3 常備消防力の充実強化

都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、常備消防力の充実強化に取り組むようお願いします。

(1) 消防防災施設の整備促進

平成 31 年度消防庁予算案により、耐震性貯水槽、防災用備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備に要する経費の一部を消防防災施設整備費補助金により補助するため、昨年度より増額して計上していること。

また、火災防ぎょ計画に位置付けられた大規模火災の危険性が高い木造密集地域において、消防水利重点整備計画に基づいて平成 34 年度までに実施される消防水利施設の整備に係る防災対策事業債の充当率及び交付税措置率について通常より有利な措置を講じることとしていること。

(2) 消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防の広域化については、平成 30 年に改正した市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、平成 36 年 4 月 1 日を推進期限としているところであるが、引き続き消防の広域化の取組を促進し、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を講じることとしていること。

具体的には、市町村が行う消防の広域化の準備に要する経費、広域化に伴い臨時的に増加する経費のほか、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等及び消防用車両等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。

また、都道府県が行う消防広域化重点地域の指定や広域消防運営計画の作成等に関する協議会への参画、調査研究、広報啓発等に必要となる経費及び都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

併せて、消防の連携・協力を行う市町村が、当該連携・協力に係る計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修については緊急防災・減災事業債を、消防用車両等の整備については防災対策事業債を活用していただきたいこと。

さらに、平成 31 年度消防庁予算案において、消防の広域化及び消防の連携・協力のモデル構築事業を実施することとしていること。

なお、消防防災施設整備費補助金の配分に当たっては、備蓄倉庫及び救助活動等拠点施設等を消防の広域化又は消防の連携・協力の伴い整備する場合においては、新たに特別に考慮することとしていること。また、緊急消防援助隊設備整備費補助金の配分に当たっては、消防広域化重点地域として指定された消防本部が、指定の日から 3 年以内に緊急消防援助隊の設備を整備する場合においては、新た

に特別に考慮することとしていること。

(3) 消防本部におけるハラスメント等への対応策

ハラスメント等への対応策については、平成 29 年 7 月 4 日付け消防庁次長通知において、「消防長の意志等の明確化及び消防本部内での周知徹底」、「ハラスメント等の対応策に関する内部規程の策定」、「ハラスメント等通報制度の確立」や「ハラスメント相談窓口の設置」等を要請しており、未実施の消防本部にあっては速やかに着手するとともに、既に実施している消防本部にあっては、より効果的な取組を行う等、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた対応を引き続き適切に行っていただきたいこと。

(4) 消防職員委員会の運用改善

消防長及び委員長は、「消防職員が意見を提出しやすい環境づくり」、「委員会の公正性の確保」や「委員会の透明性の確保」のため、委員長の任期の設定、意見募集期間の確保、委員会開催日等の周知、審議対象外理由の通知、意見取りまとめ者・事務局間における氏名の取扱いについて匿名を選択可能とする様式変更等の必要な規程等の見直しを行っていただきたいこと。

(5) 外国人、障害者等からの 119 番通報等への対応

119 番通報等の三者間同時通話による多言語通訳の導入に必要な経費については、地方交付税措置を講じることとしているが、平成 30 年 6 月 30 日時点、272 本部の導入にとどまっているため、未導入の本部においては、2020 年までに導入されるよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、平成 29 年 4 月から提供を開始した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」については、平成 30 年 12 月 1 日時点で、364 本部で導入されているが、タブレット型情報通信端末の導入に係る経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしており、未導入の本部においては、導入されるよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。

さらに、聴覚・言語機能障害者の円滑な 119 番緊急通報を可能とするシステム（Net119 緊急通報システム）の導入・運用するために必要な経費については、地方交付税措置を講じることとしているが、平成 30 年 6 月 30 日時点、142 本部の導入にとどまっている（平成 30 年 12 月、各消防本部における導入状況を消防庁ホームページで公表）ため、未導入の本部においては、2020 年までに導入されるよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。

(6) 消防職員の確保

消防職員については、地方財政計画上、消防防災行政の状況等を勘案し、1,000

人増員することとしているが、各市町村の実情等に応じて、消防職員の確保に努めていただきたいこと。

4 救急体制の確保

救急車の適正利用を促進するため、救急安心センター事業（#7119）について、平成 31 年度消防庁予算案においては、アドバイザーの派遣等の実施により、更なる全国展開を推進することとしています。また、消防防災施設整備費補助金又は防災対策事業債において、電話相談窓口を消防機関以外に設置する場合でも対象としているほか、救急安心センターを運営するために必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしています。都道府県及び市町村におかれては、#7119 の導入に向け、積極的に取り組むようようお願いします。

また、感染防止対策の充実強化のため、平成 31 年度消防庁予算案において、感染防止対策研修会を開催することとしており、各消防本部においても感染防止対策のより一層の強化に努めるようお願いします。

さらに、消防本部でのターニケットの配備に必要な経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしています。

また、救急・ウツタイン様式調査については項目の追加・変更が必要となりますので、統計システムの改修に係る経費について、新たに地方交付税措置を講じることとしています。

5 地方公共団体等の災害対応能力の強化

都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、災害対応能力の強化に取り組むようお願いします。

(1) 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた避難対策の強化

中央防災会議防災対策実行会議「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを支援するという、住民主体の防災意識の高い社会の構築に向けて、各般の対策に取り組んでいただきたいこと。特に、住民が地域における災害リスクを認識し、避難のタイミング、避難経路、避難場所等について理解するには、具体的な災害からの避難等を想定して住民が参加する防災訓練の実施が有効であることから、住民の防災意識を高める防災訓練を充実させるため、平成 31 年度から、防災訓練の実施に要する経費について、地方交付税措置を大幅に拡充したこと。

また、水害・土砂災害からの避難について、住民が取るべき行動や防災情報を 5 段階の警戒レベルに分け、避難行動を支援する分かりやすい情報提供を行うことについて、本年の出水期より運用を開始する予定であること。それに先立ち、

「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月内閣府（防災担当））の改定が行われることから、各地方公共団体におかれては、同ガイドラインの改定を踏まえ、避難勧告等の具体的な発令基準の整備等を進めていただきたいこと。

（2）南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応の推進

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応についても、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ沿いで M8 クラスの地震が発生した場合等においては、被災地域以外でも、後発地震に備えた防災対応を実施することになること。平成 32 年度のしかるべき時期からの本格運用に向け、今後策定される新たなガイドラインを踏まえた防災対応の検討及びこれを反映した地域防災計画の修正を進めていただきたいこと。なお、地域防災計画の見直しに要する経費について、特別交付税措置を講じることとしていること。

（3）活動火山対策避難施設の整備促進

各火山地域における実情を踏まえ、消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債を活用し、積極的に常時観測火山における活動火山対策避難施設の整備に取り組んでいただきたいこと。

特に、退避壕・退避舎については、新設だけでなく、既存施設の屋根の補強等、機能強化に係る改修事業も対象としていること。また、山小屋等の民間施設を活用した避難施設の整備について、地方公共団体が補助する場合に係る経費を消防防災施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用していただきたいこと。

（4）平成 31 年度消防庁予算案における研修事業について

平成 31 年度消防庁予算案においては、市町村長が災害時に的確に判断し迅速な指示が出せるよう市町村長本人を対象とした個別面談方式で実践的なシミュレーションを行う「市町村長の災害対応力強化のための研修」、災害時に市町村長の災害マネジメントを支援する「災害マネジメント総括支援員」への研修、大規模災害に備えた市町村の業務継続性の確保や受援体制の構築のための研修等を実施することとしているので、積極的な参加を検討していただきたいこと。

（5）その他の主な地方交付税措置

非常用物資の購入、広域的な防災体制の充実及び避難行動要支援者名簿の作成・活用に必要な経費等についても、地方交付税措置を講じることとしているので、必要な取組を進めていただきたいこと。

6 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

消防団については、通常の火災に加え、地震、台風、豪雨、火山噴火等の各地で頻発する災害や今後想定される南海トラフ地震等に備え、消防団員の確保、災害対応能力の更なる向上が喫緊の課題となっています。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成 25 年法律第 110 号。以下「消防団等充実強化法」という。）を踏まえ、都道府県及び市町村におかれては、以下の事項に留意し、地域防災力の充実強化に積極的に取り組むようお願いいたします。

(1) 消防団への加入の促進

① 基本団員を中心とした消防団員の確保について

地域防災力の充実強化を図るため、消防団の中核としてあらゆる災害に対応できる基本団員の確保に取り組んでいただきたいこと。

特に、あらかじめ役員の任期満了による退団等が見込まれる場合に、計画的に団員の確保を図るとともに、転入先の地方公共団体における入団手続の簡素化や団員の身分を保持したまま一定期間活動を休止できる休団制度の活用等により、転居や本業の多忙に伴う退団等への対策を講じていただきたいこと。

② 大規模災害時のマンパワー確保等について

大規模災害時のマンパワー確保や、様々な組織が適切な役割分担と連携協力のもと地域防災全体で対応する体制の確保等のため、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」制度の導入、多様な人材の活用等を通じた消防団員の確保に努めていただきたいこと。

③ 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業について

消防団への加入促進については、平成 31 年度消防庁予算案において、「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」を実施することとしている。当事業は、都道府県や市町村が、地域の企業や大学等と連携し、事業所の従業員や大学の学生が入団することを前提に、新規分団の設立や事業所と地方公共団体が連携して実施する訓練等に係る費用を支援するものであり、他の地域の参考となるような取組を委託調査事業として採択・実施することとしていることから、積極的に企画・提案していただきたいこと。

④ 女性消防団員の加入及び活躍の促進について

女性消防団員の加入及び活躍の促進については、既述の「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」のほか、平成 31 年度消防庁予算案において、女性消防団員等の活躍を進める気運を醸成するためのシンポジ

ウムや女性消防団員活性化大会の開催等を行うこととしている。

また、女性消防団員が所属していない消防団においては、女性の加入について早急に取り組むとともに、既に女性消防団員が所属している消防団においても、より一層の女性の加入促進等のため積極的に取り組んでいただきたいこと。

⑤ 学生消防団活動認証制度の導入について

消防団に所属する大学生等の就職活動支援を目的とする「学生消防団活動認証制度」は、大学生等の加入促進に効果的な取組である。平成 30 年 4 月 1 日現在で同制度を導入している市町村は 266 団体であるが、未導入の市町村においては、速やかに同制度を導入していただきたいこと。

⑥ 消防団協力事業所表示制度の導入について

消防団員に占める被雇用者比率が高い水準であることに鑑み、「消防団協力事業所表示制度」等消防団員の活動環境整備が非常に重要となっているが、同制度を未だ導入していない市町村は平成 30 年 4 月 1 日現在で全体の約 2 割を占めることから、当該市町村におかれては、速やかに同制度を導入していただきたいこと。

また、事業所の自衛消防組織の構成員の入団、事業所で所有する重機・バイク・ドローン等を活用した消防団への協力、「大規模災害団員」のなり手確保のための組織的な協力等について、事業所や経済団体に働きかけるとともに、事業所等と協定を締結する等の取組を行っていただきたいこと。

(2) 消防団員の処遇の改善

消防団は災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で災害対応に当たることと鑑み、消防団等充実強化法第 13 条において、国及び地方公共団体は、活動の実態に応じた適切な報酬の支給がなされるよう必要な措置を講じるものとされている。現在、多くの市町村において、地方交付税単価（年額報酬 36,500 円、1 回当たり出動手当 7,000 円）よりも実際の単価が低い状況であり、特に、年額報酬の低い市町村においては、地方交付税単価を踏まえ、速やかに報酬の引上げを行っていただきたいこと。

また、消防団員に対する年額報酬等の支給方法については、消防組織法第 23 条の規定に基づき、各地方公共団体の条例で定められているところ、年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。

さらに、消防団員の報酬に係る特別交付税措置について、消防団員の実員数が標準団員数の 2 倍以上である市町村及び前年度に比して実員数が増加した市町村にあっては、普通交付税により措置された額を超える 2 分の 1 の額を措置することとしているため、消防団員の加入促進のために活用していただきたいこと。

(3) 消防団の装備及び教育訓練の充実

消防団の装備については、トランシーバー等の双方向通信機器やライフジャケット等の安全装備品等の充実を図るため、平成 26 年 2 月に「消防団の装備の基準」(昭和 63 年消防庁告示第 3 号)を改正し、併せて地方交付税措置を引き上げたことを踏まえ、各市町村においても装備の充実を図っていただいているところ。

今後においても消防団の装備の基準に基づき集中的・計画的に配備されるよう、予算措置を講じるとともに、配備された装備の適切な保管及び定期的な点検に引き続き取り組んでいただきたいこと。

特に、平成 30 年度消防庁第 2 次補正予算案及び平成 31 年度消防庁予算案により、一定の救助用資機材の整備に要する経費の一部を「消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)」により補助するため所要の予算額を計上し、併せて当該補助金の地方負担について特別交付税措置を講じることが予定している。市町村におかれては、当該補助金を積極的に活用し、資機材の充実を図っていただきたいこと。

併せて、消防団の装備・訓練の充実強化を図るため、平成 30 年度消防庁第 2 次補正予算案及び平成 31 年度消防庁予算案において、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車を市町村に無償で貸し付けることとしているほか、平成 31 年度消防庁予算案において、災害現場の状況を速やかに把握するための情報収集活動用資機材(オフロードバイク、ドローン)及び女性・学生の消防団員の消火訓練用小型動力ポンプを、消防学校に無償で貸し付けることとしていること。

消防団の教育訓練の充実については、平成 26 年度、消防団の新しい装備に基づいた訓練内容の標準化を図るため、教育用 DVD 及び教育用冊子を作成し、消防庁のホームページ上のコンテンツである「防災・危機管理 e-カレッジ」に掲載しているところであり、活用に努めていただきたいこと。

(4) 消防団等の活動拠点施設の整備

緊急防災・減災事業債を活用し、消防団詰所の機能強化に努めていただきたいこと。

また、緊急防災・減災事業債や消防防災施設整備費補助金を活用し、地域防災拠点施設の整備に努めていただきたいこと。

(5) 広報啓発活動等の充実

地域防災の取組を広げていくため、平成 31 年度消防庁予算案において、「地域防災力充実強化大会」及び既述のシンポジウムの開催を予定しているところであり、様々な機会を捉えて、地域防災力の充実強化に向けた広報・PR 活動等に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(6) 消防団と自主防災組織等の連携等による地域防災力の向上

自主防災組織、女性（婦人）防火クラブ及び少年消防クラブといった住民の防災活動の活性化に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

また、平成 31 年度消防庁予算案において、「自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業」を実施することとしていること。当事業は、自主防災組織等の地域の防災組織が、組織の枠を超え、他の組織等と連携して行う地域防災力の向上に向けた取組を支援するものである。都道府県及び市町村の提案の中から、他の地域の参考となるような先進的な取組を委託調査事業として採択・実施することとしていることから、積極的に企画・提案していただきたいこと。

さらに、自主防災組織については、平成 31 年度消防庁予算案において、地方公共団体が行う人材育成の取組を支援するため、自主防災組織の構成員を対象とした標準的な教育訓練のカリキュラム等の作成を行うこととしている。

消防団と自主防災組織等との連携を強化するとともに、消防団員が自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うよう、必要な措置を講じていただきたいこと。

(7) 準中型自動車免許の新設に伴う対応

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の改正に伴い、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得された普通免許で運転できる自動車の車両総重量が 3.5 トン未満へと引き下げられた。消防団で車両総重量 3.5 トン以上の消防自動車を所有している場合、消防団員が準中型免許を取得する経費を助成すること等により、これらの自動車の運転者を確保すること。

なお、平成 30 年度から、平成 29 年 3 月 12 日以降に消防団員が準中型免許を取得する経費に対して市町村が助成を行った場合の助成額について、特別交付税措置を講じていること。

また、必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、自動車の更新機会等にあわせて、普通免許で運転可能な消防自動車を活用することについても検討すること。

7 消防防災分野における女性の活躍促進

消防の分野においても女性が増加し、活躍することによる、住民サービスの向上、消防組織の強化が期待されています。

消防本部における女性消防吏員の更なる活躍推進については、女性消防吏員比率の全国の目標水準（平成 38 年度当初までに 5%）の達成に向けた消防本部ごとの数値目標の設定による計画的な増員のほか、適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大、ライフステージに応じた配慮、浴室・仮眠室等女性専用施設の計画的

な整備等、ソフト・ハード両面での環境整備に積極的に取り組むようお願いします。

平成 31 年度消防庁予算案において、女子学生を対象とした職業説明会や各種広報、アドバイザーの派遣等の実施、消防大学校の教育訓練や消防学校への講義支援を充実させるための経費等のほか、先進的な取組を全国展開するためのモデル事業を計上しており、女性消防吏員の活躍を支援する取組を推進することとしています。

加えて、消防署所等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室、仮眠室等）の整備に要する経費について、特別交付税措置を講じることとしています。

また、女性消防団員については、「6 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織の充実強化」の「(1) ④女性消防団員の加入及び活躍の促進について」のとおり、加入及び活躍を推進することとしています。

8 防災情報伝達体制の強化

災害発生時においては、住民に対して迅速かつ確実に防災情報を伝達することが極めて重要であることから、緊急防災・減災事業債等を活用した防災行政無線のデジタル化等、災害情報伝達手段の多重化・多様化に積極的に取り組むようお願いします。

特に、平成 30 年 7 月豪雨等を教訓として、住民への防災情報の伝達手段の強化を図るため、戸別受信機等の有償貸与による配備及び携帯電話網等を活用した情報伝達手段の整備に要する経費について、地方財政措置を講じるとともに、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、音質を改善した屋外スピーカーの整備等「住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」に要する経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしています。

全国瞬時警報システム（Jアラート）については、緊急防災・減災事業債等を活用し、瞬時に住民へ必要な情報が伝達できるよう、防災行政無線（同報系）をはじめとした多様な情報伝達手段との連携に積極的に取り組むようお願いします。

また、Jアラートの動作に際し、依然として、不具合事例が見受けられるため、機器の整備や動作ルールの設定の点検、定期的な訓練の実施等日頃から不具合の発生を未然に防ぐための対策を行うようお願いします。

なお、Jアラートの受信機等関連機器の保守及び点検に要する経費について、平成 31 年度から地方交付税措置を拡充することとしております。

さらに、消防防災行政に係る通信手段の確保については、消防救急デジタル無線の運用に要する経費等について、地方交付税措置を講じることとしています。

9 G20 大阪サミット、ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた安心・安全対策の推進

G20 大阪サミット、ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・

パラリンピック競技大会に向け、テロ災害等への対処能力の向上を図るため、関係消防本部等と連携し、警防体制、予防体制を確立することとしています。このための訓練経費、テロ災害対応資機材購入費、応援隊の旅費・輸送費等に要する経費を平成 31 年度消防庁予算案に計上しているため、関係消防本部等においては、必要な予算を計上する等、万全な体制を確立するようお願いいたします。

また、競技会場等を想定した国民保護共同訓練の実施、避難実施要領のパターンの作成等、国民保護体制の整備・強化に取り組むようお願いいたします。

10 公共施設等の耐震化・非常用電源の整備等

災害等に強い安心・安全なまちづくりを一層推進するため、公共施設等の耐震化に要する経費、耐震化を目的とする消防署所等の全部改築に要する経費並びに非常用電源の整備及びその浸水・地震対策や機能強化（非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について緊急防災・減災事業債の対象としています。また、昭和 56 年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替えについては、公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）の対象としています。

都道府県及び市町村におかれては、これらの事業債の対象期間である平成 32 年度までに、庁舎や避難所等防災拠点となる公共施設等の耐震診断や、診断結果に基づく耐震改修、非常用電源の整備等に積極的に取り組むようお願いいたします。

また、平成 28 年度までに策定することとされていた消防分野の公共施設等総合管理計画について、至急策定するとともに、平成 32 年度までに策定することとされている個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）についても、早期に策定するようお願いいたします。

11 緊急防災・減災事業債の活用について

緊急防災・減災事業債（充当率 100%、元利償還金の普通交付税の基準財政需要額への算入率 70%、原則として地方単独事業が対象）については、平成 31 年度地方財政計画においても 5,000 億円（前年度同額）を計上することとされています。

都道府県及び市町村におかれては、当該事業債の事業年度が平成 32 年度までであることを踏まえ、最大限に活用するようお願いいたします。

- 消防組織法第45条に基づき、総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（基本計画）を策定
- 基本計画に基づき、消防庁長官が緊急消防援助隊として隊（車両・ヘリ）を登録
- 消防組織法第49条に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金及び同法第50条に基づく無償使用制度を活用し、必要な車両を整備
- 第1期計画を平成16年に策定し、おおむね5年ごとに改定、第4期基本計画は2019年度から2023年度まで

これまでの計画の経緯

基本計画	目標隊数	部隊編成の改定
第1期（H16-20）	3,000隊	指揮隊の新設、特殊装備小隊の新設
第1期中改定(H18-20)	4,000隊	－
第2期（H21-25）	4,500隊	－
第3期（H26-30）	6,000隊	統合機動部隊を新設、ドラゴンハイパーコマンドユニットを新設

※ 5,978隊（平成30年4月1日）

今後取り組むべき課題

- 1 甚大な被害が想定される
南海トラフ地震等への対応力の強化
- 2 多発する大規模水害時における
救助体制の強化
- 3 国際的なイベントが控える中、
NBCテロ災害への迅速な対処

改定のポイント

登録目標隊数を増強 6,000隊⇒ 6,600隊

増隊に伴う部隊の創設

- ① 土砂・風水害機動支援部隊
(50部隊程度の配備を計画)
- ② NBC災害即応部隊
(50部隊程度の配備を計画)

その他の改定

- ① 航空小隊の都道府県大隊からの切り離し
航空の指揮支援隊の新設
航空の後方支援隊の新設
- ② 長官指示とする災害の判断指標の明示
- ③ 第6回全国合同訓練を2021年度に開催 等

～緊急消防援助隊第4期計画の策定～ 登録目標隊数(案)

- 地元消防力の維持も考慮しつつ、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた消防・救助・救急体制を確保するため、**全体の登録目標隊数を6,000隊からおおむね6,600隊に増強**する。
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金及び無償使用制度を活用し、必要な車両を整備

都道府県隊等

	隊数 (2018.4)	隊数 (2019.4)	目標隊数	変更
統括指揮支援隊、指揮支援隊	57	60	50	
指揮隊	144	149	160	
消火小隊	2,260	2372	2500	+130
救助小隊	487	504	540	+40
救急小隊	1,361	1424	1500	+80
後方支援小隊	819	840	890	+50
通信支援小隊	41	42	50	
特殊災害小隊	340	357	360	
特殊装備小隊	443	476	510	+40
水上小隊	20	21	20	
(創設) 航空指揮支援隊	0	0	60	+60
航空小隊	75	75	80	
(創設) 航空後方支援小隊	34	35	60	+40
合計(重複除く)	5978	6259	6600	+340

主な増隊の内訳

消火、救助(津波大規模風水害対策車を除く)、
救急の主要3小隊
⇒210隊程度

水害に対応した特殊車両
(重機、津波大規模風水害対策車等)
⇒50隊程度

後方支援小隊その他車両
⇒80隊程度

特別部隊

エネルギー・産業基盤災害即応部隊	12	12	10	
(創設) NBC災害即応部隊	0	0	50	+50
(創設) 土砂・風水害機動支援部隊	0	0	50	+50
統合機動部隊	47	47	50	

※特別部隊を構成する隊は一般部隊の構成小隊と重複

～緊急消防援助隊第4期計画の策定～ 土砂・風水害機動支援部隊の創設(案)

多発する大規模な土砂・風水害



H27年関東・東北豪雨



H28年台風10号災害



H29年九州北部豪雨



H30年7月豪雨

土砂・風水害現場での救助活動に活用する特殊車両・資機材を計画的に配備し、
被災地に機動的に投入できる体制の整備が重要

土砂・風水害機動支援部隊の基本的な編成

水陸両用車、重機など、土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両等により編成

部隊指揮隊(指揮車)

救助小隊(津波・大規模風水害対策車)

救助小隊(救助工作車)

特殊装備小隊(重機及び重機搬送車)

後方支援小隊(支援車)

後方支援小隊(燃料補給車)



津波風水害対策車

重機

特殊装備小隊(全地形対応車 I 型・II 型及び搬送車)
※配備がある場合のみ

その他必要な車両(高性能救命ボート含む)

状況により編成



全地形対応車 II 型

高性能救命ボート

各都道府県に1部隊 計47部隊の配備を計画 (全地形対応車は、ブロック単位で配備)

- ・必要な特殊車両は無償使用制度により計画的に整備
- ・被災地では他の都道府県大隊等と連携して活動する

<配備済み(無償使用車両のみ)>
津波・大規模風水害対策車 28台
重機 22台
全地形対応車 I 型 1台、II 型 2台

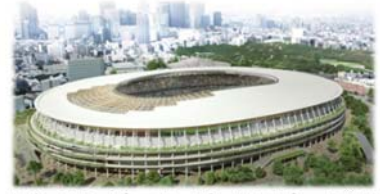
テロ災害の脅威



G20大阪サミット会場



ラグビーワールドカップ会場



東京オリンピック・パラリンピック会場

大成建設・特設計・隈研
吾建築都市設計事務所
JV作成/JSO提供予
想イメージであり、実際
のものとは異なる場合
があります。
積載は完成後、約10年
の姿を想定しております。

国際的イベントが控える中、テロ災害への対処が必要
NBCテロ災害では、自らを防護しつつ、救助・除染・搬送を迅速に行うことが不可欠
特殊な装備を有した部隊を設け、テロ発生時に被災地へ迅速に投入する体制の整備が重要

NBC災害即応部隊の基本的な編成

NBC災害に対応する特殊資機材を積載した車両により編成
(既に都道府県大隊に登録されている隊を再編)

指揮隊 (指揮車)

特殊災害小隊 (検知器等積載車)



化学剤検知器



検知器等積載車

特殊災害小隊 (除染テント等積載車)



大型除染テント

除染テント等積載車

その他の小隊 (水槽車等)

**全国の大規模消防本部に配置
計54部隊の配備を計画**

NBC災害時の運用計画に基づき、
消防庁長官から直接、市長等に出動
を指示し、30分以内に迅速出動

消防防災ヘリコプターの安全性向上

現状と課題

- 消防防災ヘリコプターは、平成31年1月現在、44都道府県において運航され、山岳遭難、河川・海等の水難事故における捜索・救助活動のほか、救急活動や空中消火活動、情報収集活動等を行い、緊急消防援助隊としても出動している。
- 平成21年以降、4件の墜落事故により26人の消防職員等が殉職しており、極めて憂慮すべき事態となっている。
- 平成30年10月に公表された運輸安全委員会の航空事故調査報告書においても2人操縦体制の必要性が言及されている。
- 平成30年12月に「2人操縦体制等」の導入に向けたスケジュール及び導入に向けた課題の提出を消防防災ヘリを運航する地方団体に対して求めたところ。

<平成21年以降の消防防災ヘリコプターの墜落事故>

No.	日時・団体 事故概要	死傷者の有無	原因	操縦士 体制
1	平成21年9月11日 岐阜県防災航空隊 救助事故事案出動中に 墜落したものの	操縦士 1名死亡 整備士 1名死亡 航空隊員 1名死亡	同機が訓練や出動実績のない北アルプス山岳局地の救助活動中において、ロバの耳頂上付近でのホバリング中に高度が下がり、後方に移動したため、MRBが付近の岩壁に接触し、墜落したものと推定。 訓練や出動実績のない北アルプス山岳局地に同機が出動したことについては、同センターと県警航空隊との北アルプス山岳救助活動の分担について明文化された規定がなく、同センターがその分担について明確な認識を有していなかったことが関与した可能性が考えられる。	1人
2	平成22年7月25日 埼玉県防災航空隊 救助事故事案出動中に 墜落したものの	操縦士 2名死亡 航空隊員 2名死亡 消防隊員 1名死亡	降下隊員のホスト降下中に、位置を調整するため左に移動した際、適切な見張りが行われず、フェネストロンが樹木と接触したため、方向保持不能となり、メイン・ローターも樹木に接触して墜落したものと推定。 フェネストロンが樹木と接触したことについては、十分な長さのあるホスト・ケーブルの利点を活用せず、同機の対地高度を下げたことが関与したものと推定。	2人 ※
3	平成29年3月5日 長野県消防防災航空隊 訓練に向かう途中、山中 に墜落したものの	操縦士 1名死亡 整備士 1名死亡 航空隊員 7名死亡	本事故は、同機が山地を飛行中、地上に接近しても回避操作が行われなかったため、樹木に衝突し墜落したものと推定。 同機が地上に接近しても回避操作が行われなかったことについては、機長の覚醒水準が低下した状態となっていたことにより危険な状況を認識できなかったことによる可能性が考えられるが、実際にそのような状態に陥っていたかどうかは明らかにすることができなかった。	1人
4	平成30年8月10日 群馬県防災航空隊 地形習熟訓練中に墜落 したものの	操縦士 1名死亡 整備士 1名死亡 航空隊員 2名死亡 消防隊員 5名死亡	原因調査中	1人

※2名のうち1名は当該機体を操縦するための資格を有していなかった

消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書【概要】

現状と課題

【運航体制・運航の安全性】

- ・ 過去の検討会の提言事項が一部徹底されていない
- ・ 更なる安全確保に向け、ソフト・ハード両面で更なる取組が必要

【航空消防防災体制】

- ・ 運航機体数1機の県において、運航不能期間における航空消防力の低下が懸念
- ・ 相互応援体制が手薄な地域が存在
- ・ 関係機関との協力関係を更に強化する必要

【ヘリ操縦士】

- ・ 高齢化等により、今後の操縦士確保に不安
- ・ 運航団体による操縦士の技能管理が不十分

提言事項

【安全性の向上】

- ヘリコプター動態管理システムの常時起動、通信間隔短縮による監視体制強化
- ヒヤリ・ハット事例の蓄積、共有化
- 出動前ミーティングの徹底
- 2人操縦体制の導入により、運航の安全を確保※1
- チーム力向上策（CRM）の積極的な導入※2により、部隊内の意思疎通を強化
- フライトレコーダー等を機体更新時に搭載
- 運航責任者と運航管理要員を航空隊基地へ配置
- 規程、要綱、マニュアル等の整備・遵守の徹底
- 運航団体による操縦士の技能管理
- 適切な出動可否判断
- 救助活動中における死角部分の見張り体制の徹底
- シミュレーターを活用した訓練の推進、国の財政措置や配備の在り方について検討

【航空消防防災体制の充実】

- 協定締結による相互応援体制の充実
- 協定や覚書等により関係機関との連携強化
- 消防庁と関係省庁間で連携強化の環境整備
- 各地域のニーズを考慮しつつ、消防防災ヘリの相互応援体制の強化及び関係機関との連携強化による効果を見極めながら、人員確保、財政的な実現可能性と照らし合わせ、消防防災ヘリの増配備について各地域の実状に応じた議論

【ヘリ操縦士の養成・確保】

- 技量ある操縦士の養成・確保と安全運航に、乗務要件・訓練プログラムを活用
- 各運航団体は計画を定め、OJTを活用した2人操縦体制による若手操縦士の育成と安全運航を図る。
- ヘリ操縦士の自主養成に備え、各運航団体は操縦士希望者の選抜要領や養成計画を検討
- 自主養成や2人操縦体制の実施に伴い必要となる財政措置について消防庁で検討

【消防庁が実施すべき事項】

- ・ 操縦士確保に向けた各府省庁、関係機関との調整、財政措置等の検討
- ・ 各運航団体の取組状況フォローアップと追加必要策の検討

フォローアップ

【運航団体が実施すべき事項】

- ・ 本検討会提言事項への着手
- ・ PDCAサイクルを通じた継続的な安全対策の改善

※1 警察、海上保安庁、自衛隊のヘリコプターは、2人操縦体制により運航されている。

※2 CRM(クルー・リソース・マネジメント)とは、飛行中に機長が副操縦士から問題点の指摘を受けた際の対応のルールなど、対人関係や協調性等を専門的技術として訓練で身につけさせ、航空隊の安全性・業務遂行能力を向上させること。

消防防災航空隊の運航・操縦体制

○ 操縦体制別

2人操縦	23団体	43機
1人操縦	32団体	32機

○ 運航体制別

自主運航	19団体	37機
委託運航	34団体	35機
混合運航	2団体	3機

<運航主体区分>

- 消防機関: 東京消防庁及び政令市消防本部が運航
- 都道府県: 消防組織法第30条第3項の規定に基づき都道府県が運航

<運航形態>

- 自主運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航団体の職員
- 委託運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航業務受託企業の従業員
- 混合運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員に運航団体の職員と運航業務受託企業の従業員が混在

○ 1人操縦体制の運航団体

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	北海道防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
2	青森県	青森県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
3	岩手県	岩手県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
4	宮城県	宮城県防災航空隊※2	都道府県	委託	1人	1機
5	山形県	山形県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
6	福島県	福島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
7	茨城県	茨城県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
8	栃木県	栃木県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
9	群馬県	群馬県防災航空隊※3	都道府県	委託	1人	0機
10	新潟県	新潟県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
11	富山県	富山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
12	石川県	石川県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
13	福井県	福井県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
14	静岡県	静岡県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
15	愛知県	愛知県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
16	三重県	三重県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
17	滋賀県	滋賀県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
18	和歌山県	和歌山県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
19	鳥取県	鳥取県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
20	島根県	島根県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
21	岡山県	岡山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
22	広島県	広島県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
23	山口県	山口県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
24	徳島県	徳島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
25	香川県	香川県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
26	愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
27	長崎県	長崎県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
28	熊本県	熊本県防災消防航空隊	都道府県	委託	1人	1機
29	大分県	大分県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
30	宮崎県	宮崎県防災救急航空隊	都道府県	委託	1人	1機
31	鹿児島県	鹿児島県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
32	高知県	高知県消防防災航空隊※4	都道府県	自主	1人	2機

○ 2人操縦体制の運航団体(消防機関)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	札幌市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
2	宮城県	仙台市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
3	千葉県	千葉市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
4	東京都	装備部航空隊	消防機関	自主	2人	8機
5	神奈川県	横浜消防局航空隊	消防機関	自主	2人	2機
6		川崎市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
7	静岡県	静岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
8		浜松市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
9	愛知県	名古屋消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
10	京都府	京都市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
11	大阪府	大阪市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
12	兵庫県	神戸市航空機動隊※5	消防機関	自主(共同)	2人	2機
13	岡山県	岡山市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
14	広島県	広島市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
15	福岡県	北九州市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
16		福岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機

○ 2人操縦体制の運航団体(都道府県)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	秋田県	秋田県消防防災航空隊	都道府県	自主	2人	1機
2	兵庫県	兵庫県消防防災航空隊※5	都道府県	自主(共同)	2人	1機
3	長野県	長野県消防防災航空隊	都道府県	混合	2人	1機
4	岐阜県	岐阜県防災航空隊	都道府県	混合	2人	2機
5	埼玉県	埼玉県防災航空隊	都道府県	委託	2人	3機
6	山梨県	山梨県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
7	奈良県	奈良県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機

※1 東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が消防庁ヘリを各1機運用。

※2 宮城県は、夜間2人操縦体制としている。

※3 群馬県は平成30年8月10日に発生した墜落事故のため、ヘリコプターを保有していない。

※4 高知県は、可能な範囲で2人操縦体制としている(週5日程度)。

※5 兵庫県・神戸市は共同運航。

消 防 広 第 323 号
平成 30 年 12 月 14 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長
殿
東 京 消 防 庁 ・ 関 係 指 定 都 市 消 防 長

消 防 庁 広 域 応 援 室 長

2 人 操 縦 体 制 及 び C R M の 計 画 的 導 入 に つ い て

「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書（平成 30 年 3 月）」提言等（以下「報告書提言事項」という。）への取組については、平成 30 年 3 月 30 日付け消防広第 150 号「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書について」及び平成 30 年 8 月 13 日付け消防広第 259 号「消防防災ヘリコプターの安全確保の再徹底及び「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会報告書（平成 30 年 3 月）」等提言の取組の早期実施について」により、既に助言しているところです。

2 人操縦体制については、機長に生じる不測の事態への備えは何よりも優先されるものであり、計器類の操作補助によって機長の負担を軽減することが可能となることから、その導入により運航の安全を確保していく必要があります。

また、部隊内における意思疎通やチームワーク向上のため、2 人操縦体制の導入に合わせて CRM を積極的に取り入れていく必要があります。

については、貴職におかれましては、日頃より安全運航に努めていただいているところですが、消防防災ヘリコプターの更なる安全性の確保のため、下記のとおり取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 2 人 操 縦 体 制 の 計 画 的 導 入 に つ い て

- (1) 1 人操縦体制の運航団体は、2 人操縦体制（熟練した操縦士による 2 人操縦体制又は O J T を活用した 2 人操縦体制）の導入に計画的に取り組むこととして、速やかに検討を開始すること。
- (2) 1 人操縦体制の運航団体は、2 人操縦体制の導入に向けた取組の内容、時期等を記載した「導入に向けた想定スケジュール」を取りまとめ、消防庁広域応援室長宛て提出すること。

ア 記載内容

(ア) 運航受託企業との検討状況

操縦士の現状、OJT対象者の現状、操縦士確保の見通し等

(イ) 運航団体における導入に向けた想定スケジュール

2人操縦体制の導入に向けた運航団体における意思決定、予算確保、運航受託企業との契約事務等の想定スケジュール及び2人操縦体制の開始時期

(ウ) 運航受託企業における導入に向けた想定スケジュール

操縦士の確保・養成、運航準備等(操縦手順の作成、CRM訓練の実施等)の想定スケジュール

(エ) その他2人操縦体制の導入に向けた課題

イ 提出期限等

(ア) 平成31年1月25日(金)までに、下記担当者宛てメール送信してください。

(イ) 記載要領等については、別途連絡します。

2 CRMの導入について

- (1) 2人操縦体制による運航においては、機長及び副操縦士間のCRMが必要不可欠であることから、各運航団体は、運航受託企業のCRMの活用、民間のCRM研修会(日本航空機操縦士協会等)等の活用を行い、CRMを早期に導入すること。
- (2) 新たに2人操縦体制を導入する運航団体にあつては、導入時に機長及び副操縦士間のCRMの導入が完了しているようにすること。
- (3) 救助員等の搭乗者、地上の運航管理要員等を含めたCRMについても、可能な限り早期に導入を進めること。
- (4) 各運航団体は、CRMの導入に向けた取組の内容、時期等を記載した「導入に向けた想定スケジュール」を取りまとめ、消防庁広域応援室長宛て提出すること。なお、提出期限等については、1(2)イのとおりとします。

3 地方財政措置について

消防庁では、2人操縦体制の導入、操縦士のOJT及び自主養成に要する経費について、平成31年度からの地方財政措置の拡充を検討しており、改めて連絡します。

4 今後の消防庁の取組について

- (1) 2人操縦体制及びCRMの導入を含めた報告書提言事項については、消防防災ヘリコプターの運航に関する基準等として取りまとめ、可能な限り早期に、「消防組織法第37条に基づく助言」より高い規範力を持つ形式により、地方公

共同体に示すこととしていること。

- (2) 当該基準等については、2人操縦体制及びCRMの導入に必要な準備期間等を設定する予定としていること。
- (3) 提出された「導入に向けた想定スケジュール」について、消防防災ヘリコプターを運航する地方公共団体に対するヒアリング等を実施する予定であること。

【問合せ先】

消防庁広域応援室航空係 井本・殿谷・横山・佐藤
(電話) 03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537
(E-mail) t.imoto@soumu.go.jp

消防の広域化の平成30年度以降の方向性

延長期間の考え方

- 消防力の維持・強化には、**広域化が最も有効**な手段
- 広域化の推進期限を延長し、**平成36年4月1日**とする。

(考え方)

「地域で消防体制のあり方について話し合う**1年間**」

「**実践期間としての5年間**」

前半（～7月）：消防力カード作成
後半（8月～）：都道府県内で消防体制のあり方について再検討

これまでと同様の**5年間**

第Ⅰ期 約7年間
・周知 9か月
・計画策定 1年
・実践 5年

第Ⅱ期 約5年間
・実践 5年

消防本部で実施する取組

- 「**消防力カード**」の作成
- 消防力の**現状と分析**を**見える化**
 - 項目例
 - ・現在の人口・今後の人口の見通し
 - ・消防車両数・整備率
 - ・現場到着時間
- 都道府県と連携し、**今後の消防体制のあり方**を検討

都道府県で実施する取組

- 下記事項を実施し、**都道府県計画（推進計画）を再策定**
 - ・リーダーシップを発揮し、消防関係機関と緊密に連携
 - ・これまでの約**10年間**の取組の振り返り
 - ・おおむね**10年程度先**の消防体制の姿を展望
- 推進計画には下記の事項等を定める。**
 - ・**広域化対象市町村の組合せ**
小規模消防本部（管轄人口10万未満の小規模な消防本部）及び消防吏員数100人以下の消防本部は、可能な限り指定する方向で検討
 - ・**連携・協力対象市町村の組合せ**
- 消防広域化重点地域の指定**
次の地域は可能な限り指定することが望ましい
 - ・**特定小規模消防本部**（消防吏員数50人以下の消防本部）
 - ・**非常備市町村**
 - ・**広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部**

消防庁で実施する取組

- 首長等**に対し、広域化の効果について**分かりやすく説明**
- 各都道府県等へ**赴き、広域化に向け**助言等**を実施
- 消防本部等へ**アドバイザー**を派遣し、広域化を実現するための**助言**を実施
- 大規模な高機能消防指令センターの運用**などの先進的な取組に対し、**モデル事業**を実施
- 広域化関連事業に対し、**所要の地方財政措置**を講じる

消防の広域化及び連携・協力モデル構築事業

1. 事業の目的・概要

- 広域化、連携・協力の先進事例を様々な類型で示し、消防力を充実・強化策を提示する。
- 実施する事業の費用は消防庁が負担。（平成31年度当初予算案：14百万円）

スケジュール（予定）

- 1月下旬 募集開始
- 3月上旬 募集締切
- 4月上旬 採択
- 4月以降 事業実施

都道府県
消防本部

③評価 ⑤助言等

有識者（広域化推進アドバイザー等）

消防庁

⑦展開

全国の都道府県・消防本部

2. 効果

○モデル事業に採択された

都道府県・消防本部

- ・ **新たな発想を生み出す場の提供**
- ・ **新たな挑戦的試みを後押し**（経費面など）

○全国の都道府県・消防本部

- ・ **先進事例をヒントに、具体的な検討が可能に**

○消防庁

- ・ **具体的なノウハウの蓄積**

3. H30事例

No.	団体名	圏域人口	圏域面積	概要	予定額
1	【大阪府】 和泉市 泉大津市 忠岡町	28万人	102km ²	【広域化】同規模の消防本部間における広域化 ○ 広域化の方式、財政メリット、経費按分方法の検討 ⇒ 同規模の消防本部間における広域化のモデル 【H32.4を目処に広域化を検討】	3.5百万円
2	【奈良県/京都府】 奈良市 相楽中部(一組)	44万人	514km ²	【連携・協力】府県境を超えたはしご車の共同整備 ○ 財政面、適正な車両配置、活動方針の検討 ⇒ はしご車の共同運用の連携・協力のモデル 【H32.12を目処に、はしご車共同整備を検討】	4.0百万円
3	【福岡県】 久留米広域(一組) 大川市	46万人	467km ²	【広域化】規模の異なる消防本部間の広域化 ○ 応援協定と比較した広域化のメリットを洗い出す ⇒ 規模の異なる消防本部間の広域化のモデル 【H31.4を目処に広域化を検討】	4.8百万円
4	大分県	114万人	6,340km ²	【連携・協力】 全県一区の指令センター の連携・協力 ○ 県一指令センターの効果・課題等の研究 ⇒ 全県一区の指令センターの共同運用のモデル ⇒ 都道府県がリーダーシップを発揮したモデル	2.7百万円

消防広域化推進アドバイザー制度

消防の広域化を積極的に支援するため、都道府県、市町村、消防本部等からの随時の依頼に基づき、消防広域化推進アドバイザーを派遣する制度

○ 消防広域化推進アドバイザー一覧

(平成31年1月現在)

	所属先等	広域化事例等
1	とがち広域消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 6本部(1単独、5組合)の19市町村 ※管轄面積は岐阜県とほぼ同一
2	埼玉西部消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 4消防本部(単独3、組合1)の5市
3	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 5消防本部(単独4、組合1)の4市2町
4	草加八潮消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 2消防本部(単独2)の2市
5	小田原市消防本部	事務委託 1消防本部(組合)の1市6町が小田原市に事務委託
6	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合の設立(消防一組) 2消防本部(単独、組合)の3市
7	静岡市消防局	事務委託 3消防本部(単独2、組合1)の2市2町が静岡市へ事務委託 ※管轄消防本部が複数ある市(牧之原市)の解消
8	東近江行政組合消防本部	一部事務組合への加入(複合一組) 2消防本部(組合2)のうち、一方の組合に他方の組合の1市※1町が加入 ※管轄消防本部が複数ある市(東近江市)の解消
9	北はりま消防本部	一部事務組合の設立(消防一組) 3消防本部(単独2、組合1)の3市1町
10	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合の設立(消防一組) 11消防本部(単独4、組合7)と1非常備村の37市町村 ※非常備村の解消
11	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合の設立(消防一組) 2消防本部(単独2)の2市
12	佐賀広域消防局	広域連合への加入(広域連合) 2消防本部(広域連合、組合)のうち、一方の広域連合に他方の組合の2市※1町が加入 ※管轄消防本部が複数ある市(佐賀市)の解消
13	熊本市消防局	事務委託 2消防本部(単独1、組合1)の2町村が熊本市へ事務委託

現地における活動は、検討会等における講義・講演のほか、広域化推進の具体的方策、課題等についてアドバイスします。 ※派遣に係る経費は消防庁が負担します。

市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置(平成31年度(案))

市町村分(広域化)

1 消防広域化準備経費【特別交付税】

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費【特別交付税】

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ② 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④ その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備【(1)・(2) 緊急防災・減災事業債】

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)※

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築※

(3) (1)、(2)以外の整備[一般単独事業債: 充当率90%(通常75%)]

4 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づき整備する高機能消防指令センター(指令装置等)※

5 消防用車両等の整備【緊急防災・減災事業債】

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備※

6 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

※消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

○ 事業年度

平成29年度から平成32年度

市町村分(連携・協力)

1 高機能消防指令センターの整備【緊急防災・減災事業債】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センター

2 消防車両等の整備【防災対策事業債: 充当率90%/算入率50%】

連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等

3 国庫補助金の優先配分【施設整備費補助金、緊援隊補助金】

消防の連携・協に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分(広域化)

1 消防広域化推進経費【普通交付税】


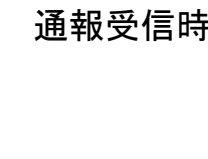

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域化対象市町村に対する支援に要する経費【特別交付税】

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

外国人・障害者に対応するためのICT等を活用した取組の推進

消防庁では、外国人・障害者からの119番通報や救急搬送要請に対して消防本部が円滑に対応できるよう、消防本部における「三者通話」「Net119」「多言語翻訳アプリ」の導入を推進。

	概要	現状／2020年までの目標
 通報受信時 三者通話	外国人からの119番通報時等に、主要な言語について24時間、365日迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターと契約。	<ul style="list-style-type: none"> ● 279本部で導入(38.3%)H30.6時点 ● 全消防本部での導入が目標
 Net119	会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等で119番通報を行えるシステム。受付端末を指令センター等に設置。	<ul style="list-style-type: none"> ● 142本部で導入(19.5%)H30.6時点 ● 全消防本部での導入が目標
 救急搬送時 多言語翻訳アプリ	搬送中の外国人傷病者からの情報収集等のため、救急車に搭載したタブレット端末等に多言語翻訳アプリを導入。	<ul style="list-style-type: none"> ● 364本部で導入(50.0%)H30.12時点 ● タブレット端末がある全ての消防本部での導入が目標

※3事業全てについて、導入に係る普通交付税措置あり。

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応の導入

外国人からの119番通報時及び外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語において、24時間365日、迅速かつ的確に対応する。

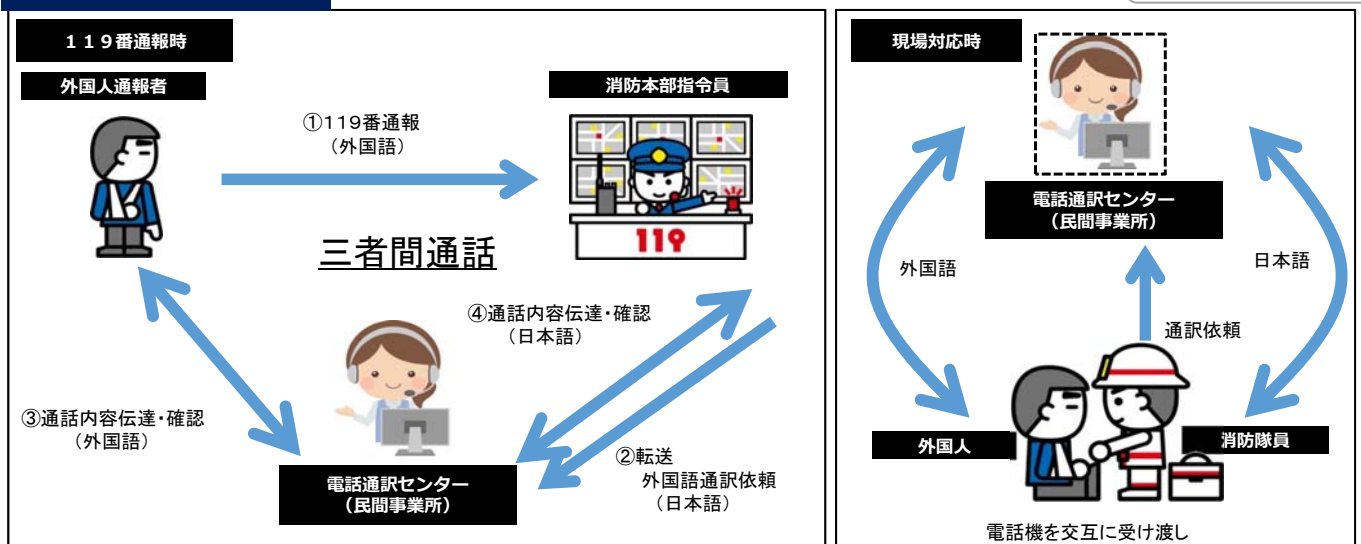
導入の促進

- 都道府県単位で、複数の消防本部が共同で導入する方法や既に都道府県等が契約している電話通訳センターを利用することを推奨
- 平成29年度より導入に関する経費について普通交付税の単位費用に算入(常備消防費 443千円(平成30年度))

平成28年12月	平成29年6月	平成29年12月	平成30年6月
125本部導入 (733本部中)	161本部導入 (732本部中)	185本部導入 (732本部中)	279本部導入 (728本部中)
導入率約17%	導入率約22%	導入率約25%	導入率約38%

2020年
100%導入を目指す

三者間同時通訳の流れ



電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応の都道府県別導入状況

平成30年6月30日現在

都道府県	導入状況						都道府県	導入状況					
	消防本部数	導入本部数	導入率(本部数)	全体人口	導入本部管轄人口合計	導入率(人口カバー率)		消防本部数	導入本部数	導入率(本部数)	全体人口	導入本部管轄人口合計	導入率(人口カバー率)
北海道	58	6	10%	5,367,936	2,027,331	38%	滋賀県	7	0	0%	1,416,655	0	0%
青森県	11	5	45%	1,323,864	507,534	38%	京都府	15	2	13%	2,623,471	1,474,344	56%
岩手県	12	7	58%	1,277,283	935,404	73%	大阪府	27	10	37%	8,860,760	4,566,607	52%
宮城県	12	1	8%	2,319,250	77,845	3%	兵庫県	24	10	42%	5,593,767	3,000,001	54%
秋田県	13	3	23%	1,029,114	262,767	26%	奈良県	3	3	100%	1,380,181	1,380,181	100%
山形県	12	2	17%	1,116,970	275,302	25%	和歌山県	17	17	100%	981,416	981,416	100%
福島県	12	2	17%	1,937,759	401,552	21%	鳥取県	3	3	100%	571,176	571,176	100%
茨城県	24	2	8%	2,976,748	425,088	14%	島根県	9	3	33%	696,331	174,948	25%
栃木県	12	4	33%	1,977,689	793,541	40%	岡山県	14	8	57%	1,927,628	1,229,061	64%
群馬県	11	8	73%	1,998,124	835,947	42%	広島県	13	2	15%	2,857,232	451,357	16%
埼玉県	27	11	41%	7,343,730	2,539,780	35%	山口県	12	12	100%	1,423,452	1,423,452	100%
千葉県	31	27	87%	6,287,340	4,743,300	75%	徳島県	13	0	0%	762,104	0	0%
東京都	5	2	40%	13,686,371	13,414,657	98%	香川県	9	1	11%	942,517	429,151	46%
神奈川県	24	18	75%	9,104,236	7,496,322	82%	愛媛県	14	0	0%	1,412,053	0	0%
新潟県	19	1	5%	2,305,124	230,536	10%	高知県	15	0	0%	732,341	0	0%
富山県	8	4	50%	1,074,682	773,974	72%	福岡県	25	16	64%	5,166,965	3,232,122	63%
石川県	11	3	27%	1,153,211	226,977	20%	佐賀県	5	5	100%	837,935	837,935	100%
福井県	9	3	33%	794,385	218,240	27%	長崎県	10	5	50%	1,385,869	1,121,845	81%
山梨県	10	7	70%	844,549	760,740	90%	熊本県	12	2	17%	1,797,899	163,964	9%
長野県	13	13	100%	2,125,825	2,125,825	100%	大分県	14	4	29%	1,176,074	713,026	61%
岐阜県	20	3	15%	2,066,113	558,658	27%	宮崎県	10	3	30%	1,113,923	563,048	51%
静岡県	16	7	44%	3,752,686	494,489	13%	鹿児島県	20	1	5%	1,654,339	70,088	4%
愛知県	34	12	35%	7,531,749	1,270,206	17%	沖縄県	18	18	100%	1,447,834	1,447,834	100%
三重県	15	3	20%	1,841,219	600,537	33%	全体	728	279	38%	127,997,879	65,503,951	51%

人口：平成29年現況調査から算出

Net119緊急通報システムの全国導入

会話に不自由な聴覚・言語機能障害者がスマートフォンなどの画面上のボタン操作や文字入力で119番通報を行えるシステム（Net119緊急通報システム）について、全国の消防本部での導入を促進

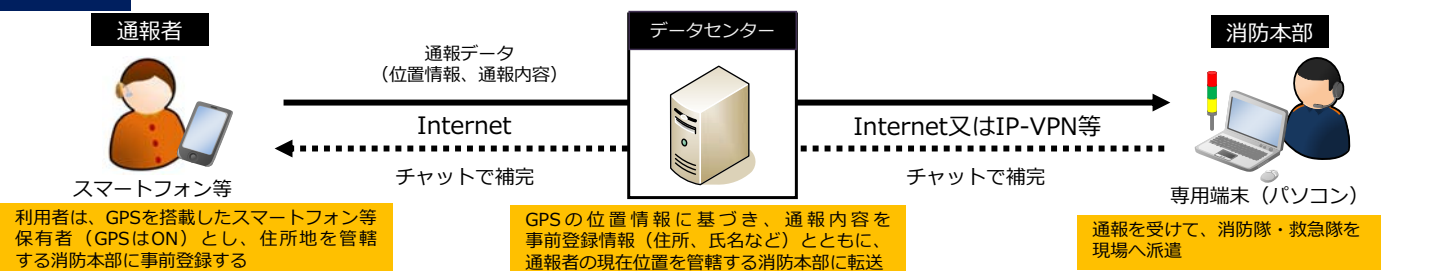
<取組概要>

- 一般財団法人全日本ろうあ連盟から消防庁への要望等も踏まえながら、消防庁の「119番通報の多様化に関する検討会」において今後全国の消防本部で導入すべきシステムについて検討を行い、平成29年3月にシステムの標準仕様等を取りまとめたもの。
- 総務省の「情報難民ゼロプロジェクト」の関連施策として位置づけ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年度までを目標として、全国の消防本部における導入※を促進している。

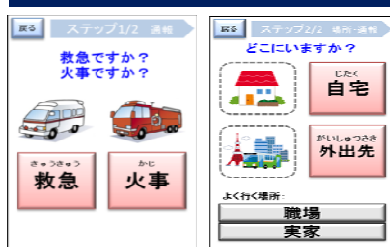
※障害者基本計画（第4次）案においても同様の目標を設定している（H30.6.30時点で、728本部中142本部（約20%）が導入済）

- 平成30年度から、導入・運用に関する経費について地方交付税措置を講じている。

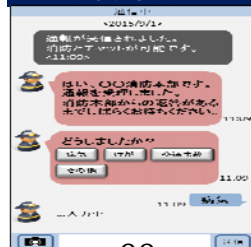
通報の流れ



通報内容 (スマートフォン画面)



チャット画面



消防本部の受付画面



「Net119 緊急通報システムの導入状況等」の公表

報道資料



平成 30 年 12 月 21 日
消 防 庁

「Net119 緊急通報システムの導入状況等」の公表

Net119 緊急通報システムの利用者となる聴覚・言語機能障害者の方が全国の Net119 緊急通報システムの導入地域と未導入地域を把握できるよう、各消防本部における Net119 緊急通報システムの導入状況及び導入予定時期を消防庁ホームページに掲載します。

1 Net119 緊急通報システムの概要

Net119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がります。その後、テキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

2 導入状況及び導入予定（平成 30 年 6 月 30 日時点）

導入済み消防本部数 142 本部（728 本部中）
平成 32 年度末までに導入予定の消防本部数 444 本部（導入済み本部を含む）

3 掲載場所等

- Net119 緊急通報システムの導入状況等を、消防庁ホームページに掲載します。
(URL: <http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/jouhou/net119/index.html>)
- また、本日、消防庁から各地方公共団体に対し、別添のとおり、Net119 緊急通報システムの導入状況等を公表した旨を周知するとともに、同システムの早期導入に取り組むよう、事務連絡を发出します。



【連絡先】
消防庁国民保護・防災部 防災課
防災情報室 阿部補佐、城門係長
TEL: 03-5253-7526 FAX: 03-5253-7536



1 Net119 緊急通報システムの概要

Net119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がります。その後、テキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

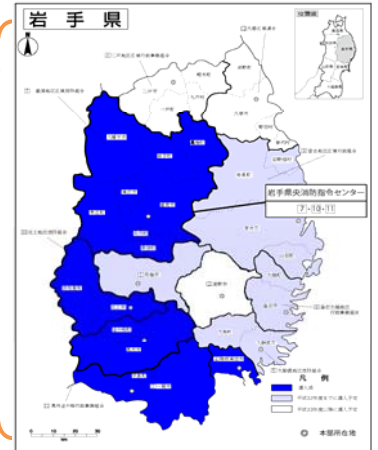


2 Net119 緊急通報システムの導入手順



3 Net119 緊急通報システムの導入地域（平成 30 年 6 月 30 日時点）

導入済み消防本部数：142 本部（728 本部中）
平成 32 年度末までに導入予定の消防本部数：444 本部（導入済み本部を含む）



Net119 緊急通報システムの導入状況

順位	都道府県	消防本部数	導入本部数	導入率	全体人口	導入本部管轄人口合計	導入率(人口カバー率)
33	北海道	58	1	1.7%	5,381,733	50,782	0.9%
10	青森県	11	4	36.4%	1,308,265	176,477	13.5%
7	岩手県	12	5	41.7%	1,279,594	854,706	66.8%
26	宮城県	12	1	8.3%	2,333,899	175,041	7.5%
28	秋田県	13	1	7.7%	1,023,119	131,069	12.8%
21	山形県	12	2	16.7%	1,123,891	309,129	27.5%
34	福島県	12	0	0.0%	1,914,039	0	0.0%
1	茨城県	24	21	87.5%	2,916,976	2,241,442	76.8%
7	栃木県	12	5	41.7%	1,974,255	596,062	30.2%
2	群馬県	11	6	54.5%	1,973,115	833,936	42.3%
5	埼玉県	27	12	44.4%	7,266,534	5,262,556	72.4%
13	千葉県	31	9	29.0%	6,222,666	2,772,933	44.6%
18	東京都	5	1	20.0%	13,515,271	13,454,638	99.6%
7	神奈川県	24	10	41.7%	9,126,214	1,444,102	15.8%
31	新潟県	19	1	5.3%	2,304,264	89,187	3.9%
34	富山県	8	0	0.0%	1,066,328	0	0.0%
15	石川県	11	3	27.3%	1,154,008	607,167	52.6%
24	福井県	9	1	11.1%	786,740	264,906	33.7%
34	山梨県	10	0	0.0%	834,930	0	0.0%
34	長野県	13	0	0.0%	2,098,804	0	0.0%
34	岐阜県	20	0	0.0%	2,031,903	0	0.0%
3	静岡県	16	8	50.0%	3,700,305	1,752,875	47.4%
17	愛知県	34	7	20.6%	7,483,128	922,178	12.3%
30	三重県	15	1	6.7%	1,815,865	280,710	15.5%
6	滋賀県	7	3	42.9%	1,412,916	614,332	43.5%
18	京都府	15	3	20.0%	2,610,353	219,501	8.4%
16	大阪府	27	7	25.9%	8,839,469	4,690,316	53.1%
12	兵庫県	24	7	29.2%	5,534,800	3,893,261	70.3%
11	奈良県	3	1	33.3%	1,364,316	895,330	65.6%
4	和歌山県	17	8	47.1%	963,579	671,100	69.6%
34	鳥取県	3	0	0.0%	573,441	0	0.0%
34	島根県	9	0	0.0%	694,352	0	0.0%
23	岡山県	14	2	14.3%	1,921,525	592,176	30.8%
34	広島県	13	0	0.0%	2,843,990	0	0.0%

順位	都道府県	消防本部数	導入本部数	導入率	全体人口	導入本部管轄人口合計	導入率(人口カバー率)
21	山口県	12	2	16.7%	1,404,729	260,152	18.5%
28	徳島県	13	1	7.7%	755,733	255,295	33.8%
24	香川県	9	1	11.1%	976,263	480,286	49.2%
14	愛媛県	14	4	28.6%	1,385,262	832,271	60.1%
34	高知県	15	0	0.0%	728,276	0	0.0%
32	福岡県	25	1	4.0%	5,101,556	79,866	1.6%
34	佐賀県	5	0	0.0%	832,832	0	0.0%
18	長崎県	10	2	20.0%	1,377,187	372,350	27.0%
26	熊本県	12	1	8.3%	1,786,170	107,913	6.0%
34	大分県	14	0	0.0%	1,166,338	0	0.0%
34	宮崎県	10	0	0.0%	1,104,069	0	0.0%
34	鹿児島県	20	0	0.0%	1,648,177	0	0.0%
34	沖縄県	18	0	0.0%	1,433,566	0	0.0%
	全体	728	142	19.5%	127,094,745	46,184,045	36.3%

※ 導入本部数は、平成30年6月30日現在
※ 人口は、平成27年国勢調査(総務省統計局)

全消協会ブロック	本部数	導入済	導入率
北海道	58	1	1.7%
東北	91	14	15.4%
関東	173	72	41.6%
東海	69	8	11.6%
東近畿	70	19	27.1%
近畿	51	14	27.5%
中国	51	4	7.8%
四国	51	6	11.8%
九州	114	4	3.5%
全国	728	142	19.5%

H30末見込み(累計) 158(1) 21.7%(1.7%)
H31末見込み(累計) 292(5) 40.1%(8.6%)
H32末見込み(累計) 444(26) 61.0%(44.8%)
※括弧内は北海道内の数値

救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用

- 多言語音声翻訳アプリを利用することにより、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して、円滑なコミュニケーションを図ることが可能となる。
- 消防庁消防研究センターとNICTが救急隊用に開発した多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」は、使用頻度が高い会話内容を「定型文」として登録しており、外国語による音声と画面の文字によりコミュニケーションを行う。
- 救急ボイストラは、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始し、平成30年12月1日現在、728本部中364本部(50%)が導入し、10本部が導入を予定。

※平成31年度より、常備消防費の救急業務費の中に、多言語音声翻訳アプリも利用できるタブレット型情報通信端末等の救急自動車への配備に要する経費を措置。

救急ボイストラの特徴



- 救急隊用46の定型文が登録
- 聴覚障害者とのコミュニケーションにも活用可能

救急ボイストラ導入状況(平成30年12月1日現在)

導入予定消防本部	10
使用開始消防本部	364
導入予定消防本部がある都道府県数	10

全国の消防本部で活用できるように普及促進

都道府県	運用開始(導入予定)	消防本部数	都道府県	運用開始(導入予定)	消防本部数
北海道	85(1)	58	滋賀	1(0)	7
青森	8(0)	11	京都	5(0)	15
岩手	8(0)	12	大阪	28(0)	27
宮城	6(0)	12	兵庫	18(1)	24
秋田	8(0)	13	奈良	3(0)	3
山形	3(0)	12	和歌山	7(0)	17
福島	2(1)	12	鳥取	2(0)	3
茨城	9(0)	24	徳島	4(0)	9
栃木	8(1)	12	岡山	8(0)	14
群馬	10(0)	11	広島	4(0)	13
埼玉	27(0)	27	山口	5(0)	12
千葉	13(0)	31	徳島	4(0)	13
東京	4(0)	5	香川	8(1)	9
神奈川	10(0)	24	愛媛	2(1)	14
新潟	6(0)	19	高知	1(0)	15
富山	0(0)	8	福岡	2(1)	25
石川	4(0)	11	佐賀	5(0)	5
福井	3(0)	9	長崎	2(0)	10
山梨	3(0)	10	熊本	1(0)	12
長野	8(1)	13	大分	6(0)	14
岐阜	20(0)	20	宮崎	6(0)	10
静岡	8(0)	16	鹿児島	7(1)	20
愛知	14(0)	34	沖縄	14(0)	18
三重	6(1)	15	合計	364(10)	728

#7119(救急安心センター事業)の全国展開

1 概要

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

○救急相談

例) 緊急性の有無※1、応急手当の方法、受診手段※2

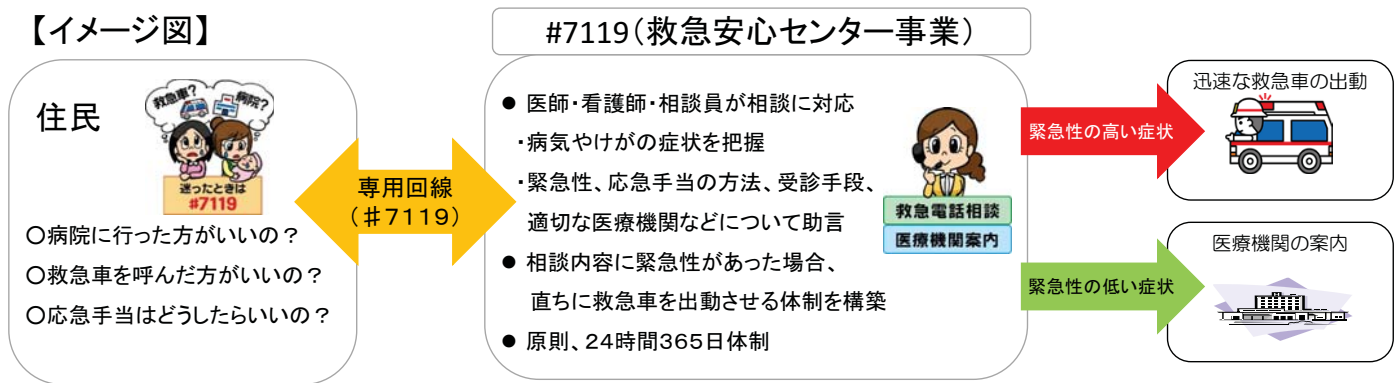
○適切な医療機関を案内※3

※1 直ちに医療機関を受診すべきか、2時間以内に受診すべきか、24時間以内か、明日でも良いか等。

※2 救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、民間搬送事業者等を案内するのか。

※3 適切な診療科目及び医療機関等の案内を行う。

【イメージ図】



1

2 背景

現在の状況

- ・救急出動件数は年々増加傾向を示している。(H18年から約19%増)
- ・救急車の現場到着時間も遅延している。(H18年から約29%増)

救急業務のあり方に関する検討会(H27)

#7119の普及促進について、救急車の適正利用の推進及び緊急度判定体系の普及の観点から、極めて有効

総務大臣の国会答弁(衆・総務委H28.2.23)

救急車の到着ですとか病院への搬送が非常におくれるということによって、救われる命も救われない可能性が出てまいります。これまでも、#7119ですとか、必ずしも急に救急車を呼ばなくても電話で相談をできる、こういう窓口も用意してまいりましたし、また、啓発活動というのも大変重要だと思っております。

通知の発出(H28.3.31)

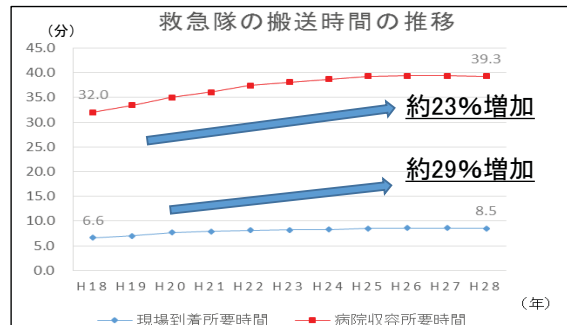
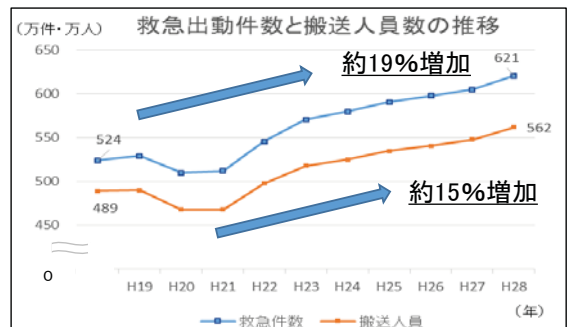
#7119の導入に向け積極的に取り組むよう依頼

総務大臣の国会答弁(参・総務委H28.11.22)

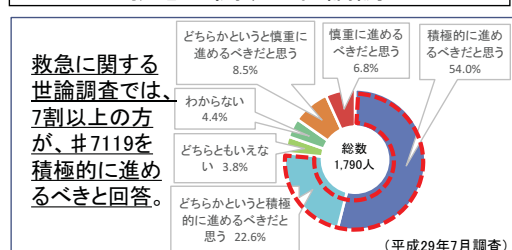
私も、これは全国展開したいと考えまして、昨年(消防庁)長官にもですね、相当この働きかけを頼んだところでございます。

日本医師会 平成30年度予算要望書(抜粋)

救急出動の適正化や不要不急の時間外診療の抑制に効果があり、真に救急対応が必要となる患者の掘り起こしにつながるなど大きな成果が期待できる#7119の全国への拡大



救急に関する世論調査



3 実施効果

目的

地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにすることに加え、住民が適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援するためのもの。

① 救急車の適正利用

○潜在的な重症者を発見し救護
緊急(救急車)で即受診と判断された件数は、約38万件のうち約48,000件(東京消防庁H28)

※救命へと繋がった多数の奏功事例が報告されている。(例)

50代女性 就寝前からの胸痛が続き相談	搬送後 医療機関で緊急カテーテル 予後良好
60代男性 急にろれつがまわらなく家族が相談	搬送後 医療機関でt-PA 後遺症なし

○軽症者の割合の減少

H18 60.3% → H29(速報値)54.1%(東京消防庁)

※軽症者の減少割合に相当する人数は、救急医療相談件数(119番転送件数を除く)の約半数

○不急の救急出動の抑制

・窓口の設置後、救急出動件数の増加率が抑制

東京：H18年からH28年(速報値)の増加率12.52%(全国平均より6.04ポイント減)
大阪：H22年からH28年(速報値)の増加率13.25%(全国平均より0.48ポイント減)



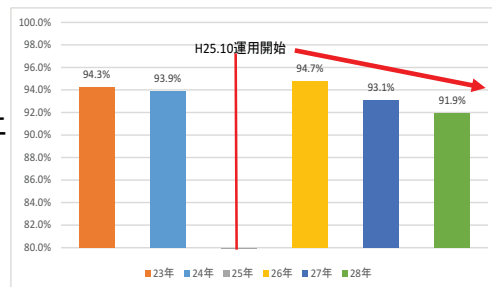
・#7119の相談件数約38万件(H28)であり、#7119がなかった場合、約52%である 1万3千件が119番通報され、現在の救急体制では対応が極めて困難(東京消防庁)

※急な病気やケガをした時に、もし、「#7119」受診ガイドがなかったらどのような行動をとりますか
⇒ 119番通報する 51.9% (東京消防庁 消防に関する世論調査 H28)

・管轄面積が広く出動から帰署まで長時間。1台が出動すると他の署所の救急車が遠方から出動することになり、相談窓口を設けて、救急車の適正利用を推進(田辺市)

② 救急医療機関の受診の適正化

○医療機関における救急医療相談数の抑制や#7119を紹介し病院業務に専念(神戸市の調査では、事業開始後病院への相談件数が約24%減少)
2次救急病院(48病院)、市民病院群(3病院)



○医療機関における時間外受付け数が減少

(札幌市A病院：平成26年94.7% 平成27年93.1% 平成28年91.9%)

○横浜市救急相談センターへの相談件数は年間約11万5千件。約73%が救急車以外での受診を勧奨(橙・黄・緑)。

約23%の2万6千件が翌日受診の勧奨・経過観察と判断(緑・白)

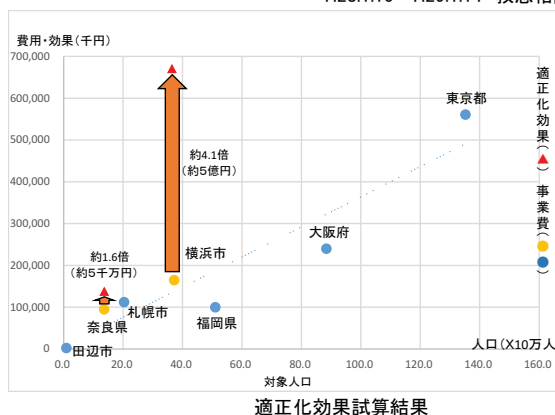
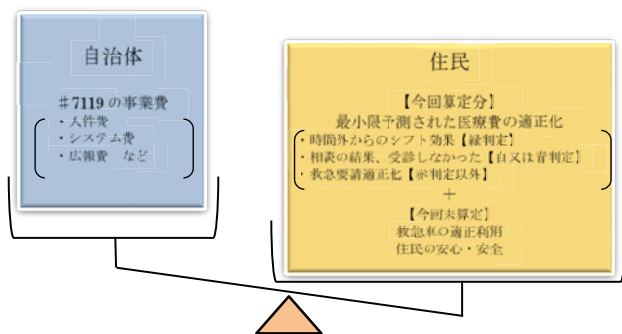
	最終判断	件数	割合
119番へ転送	赤	15,122	13.2%
救急車以外の手段での速やかな受診を勧奨	橙	32,759	28.6%
6時間以内の受診	黄	31,427	27.4%
翌日の日勤帯に受診を勧奨	緑	19,078	16.6%
経過観察	白	7,131	6.2%

H28.1.15~H29.1.14 救急相談データ

○医療費適正化効果として大きな効果が見込まれる。

また、規模が大きくなるほど、大きな効果が期待される。

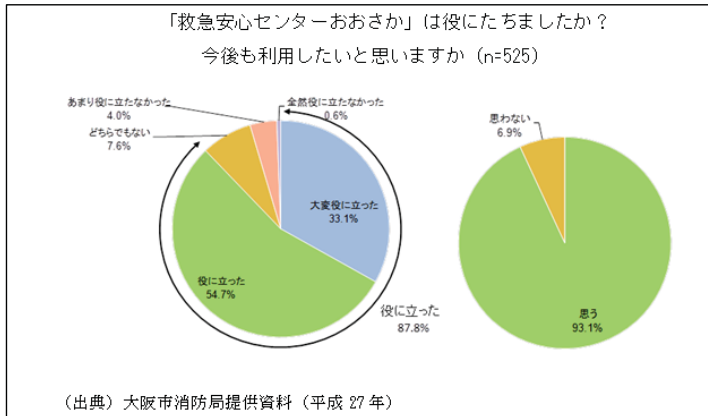
医療費適正化効果イメージ図



③ 不安な住民に安心・安全を提供

○住民の十分な需要（人口の3%～7%の相談件数）

○利用者の約9割が「大変役に立った」、「役に立った」と回答（大阪市消防局）

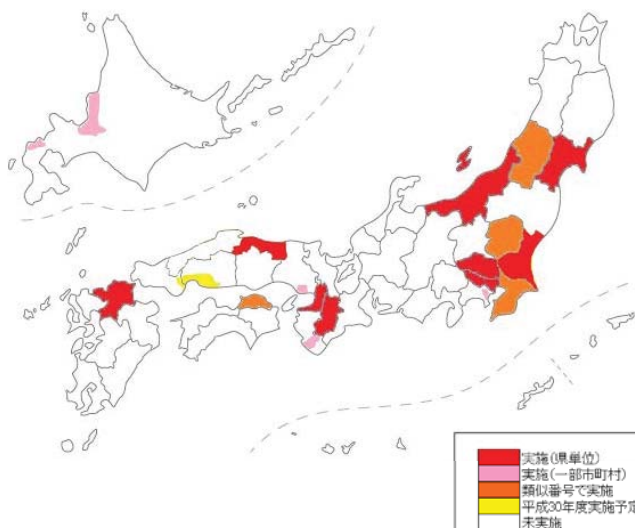


○119番に通報される緊急通報以外の件数が減少
(奈良市 H21⇒H26 約半数に減少)

○大規模災害時には、#7119で住民からの相談の受付も想定される
(4/16熊本地震の本震の際、熊本市では前年の13倍の119番通報)

4 普及状況と人口カバー率

平成30年10月1日現在



【実施団体】

都道府県全域

宮城県(約233万人) 茨城県(約291万人)
 埼玉県(約727万人) 東京都(約1,352万人)
 新潟県(約230万人)
 大阪府内全市町村(約884万人)
 奈良県(約136万人) 鳥取県(約57万人)
 福岡県(約510万人)

一部実施

札幌市周辺(約205万人)、横浜市(約372万人)
 神戸市(154万人)、田辺市周辺(約9万人)
 ※人口は平成27年国勢調査による

国民の
『40.6%』

【#7119以外の番号で実施している団体】(県単位の実施)

山形県、栃木県、千葉県、香川県

【平成30年度以降、実施予定の団体】

広島市周辺

6 財政支援

整備に係る支援		※①は国庫補助事業、②は地方単独事業のため賣者の併用は不可				
①消防防災施設整備費補助金 救急安心センター等整備事業 (平成21年～)	②防災対策事業(防災基盤整備事業) ～救急安心センター事業関係～					
<p>・補助基準額(補助率1/3) 救急安心センター整備事業 10,286千円(3,428千円) 救急医療情報収集装置 1,543千円(514千円)</p> <p>・事業要件(抜粋) (1)住民の救急相談に応える電話相談窓口を消防機関等に設置すること。 (2)当該救急電話相談窓口は都道府県域内の住民を対象とすること。 (3)当該救急電話相談窓口は、医師、看護師又は相談員を24時間、365日体制で常駐させること。ただし、地域の実情に応じて、常駐していない時間には、医療機関案内へ電話を転送し医療機関を紹介することにより救急相談が受けられることとなるなどの適切な措置を講じる場合には、この限りでない。 (4)緊急性がある場合には、直ちに救急車を出動させる体制を構築すること。 ※救急医療情報収集装置は、情報収集装置、電話回線及び端末装置の全部又は一部をもって構成されるもので端末装置から救急医療情報を検索及び閲覧できるものであること ※当該年度の消防防災施設整備費補助金全体で零細補助基準額(原則、都道府県及び政令市9,500万円、その他950万円)を越えること。</p>	<p>・消防防災施設整備事業 防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の事業を対象とする。 a～m(略) n 消防防災情報通信施設 o(略)</p> <p>※消防防災通信施設とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、高機能消防指令センター、防災情報システム、要援護者緊急通報システム、震度計・自動震度警報装置、災害時オペレーションシステム等をいい、救急安心センター事業に用いる施設を含む。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 70%;">防災対策事業債 75%</td> <td style="width: 30%;">一般財源</td> </tr> <tr> <td>(交付税算入率 30%)</td> <td>25%</td> </tr> </table> <p>※ 交付税措置率 22.5% [75%(充当率)×30%(交付税算入率)]</p>	防災対策事業債 75%	一般財源	(交付税算入率 30%)	25%	
防災対策事業債 75%	一般財源					
(交付税算入率 30%)	25%					

ランニングコスト(運営費)のための支援

・市町村に対する普通交付税として、救急安心センターを運営するために必要な人件費や事業費について一定の措置が講じられている(平成21年度～)。

⇒常備消防費の救急業務費の需用費等の中に、「**救急安心センター事業(＃7119)等**」(8,038千円(標準団体=10万人の場合))が措置されている。

消防団の現状①

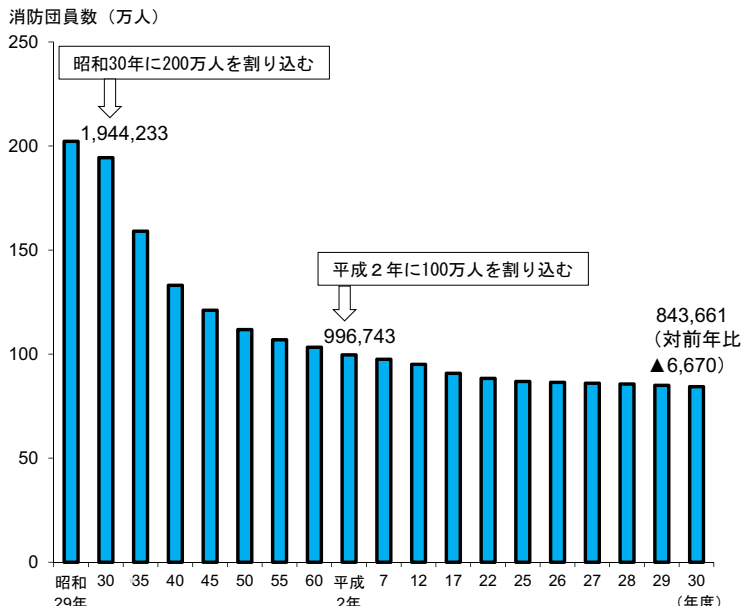
◆消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(一方で、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

1 消防団・消防団員の現況 (平成30年4月1日現在)

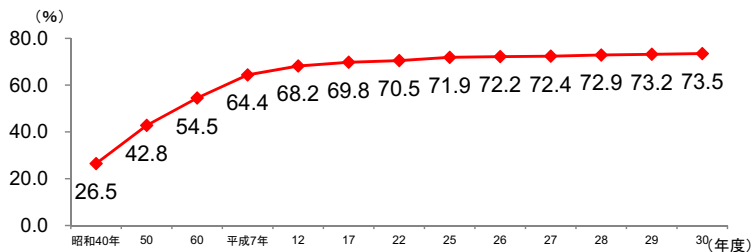
○消防団数:2,209団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,314分団 ○消防団員数:843,661人(前年度より6,670人減少)

2 消防団員数の推移



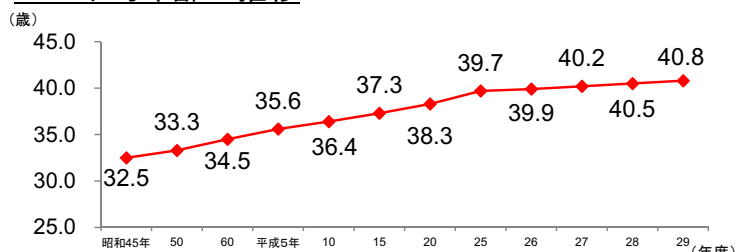
消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成30年4月1日現在で約84.4万人と一貫して減少

3 被雇用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は73.5%

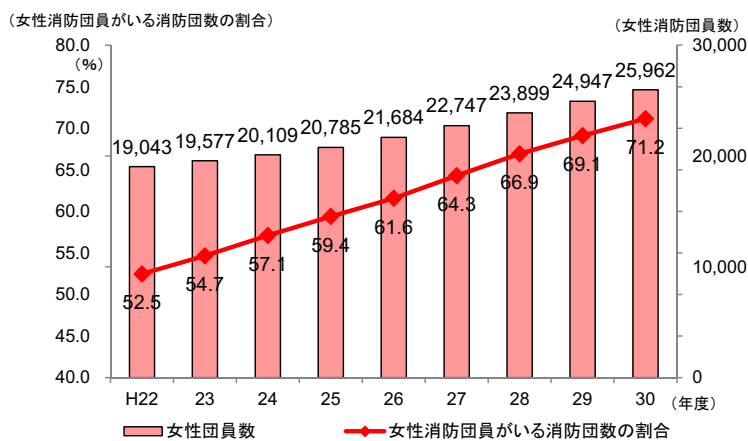
4 平均年齢の推移



消防団員の平均年齢は、平成29年4月1日現在、10年前の38.0歳に比べ2.8歳上昇し、40.8歳

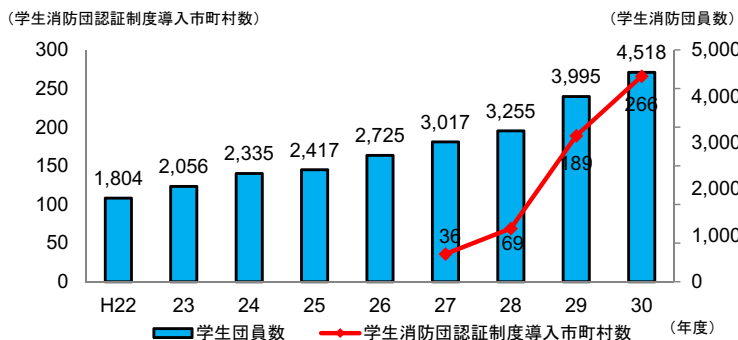
消防団の現状②

5 女性消防団員数の推移



女性消防団員数は25,962人で全体の約3.1%であり、前年度より1,015人増加。女性消防団員数は年々増加

6 学生団員数の推移



学生(専門学校生を含む)の消防団員数は4,518人であり、前年度より523人増加。学生の消防団員数は年々増加

7 機能別団員数の推移



機能別団員数は21,044人で、前年度より2,040人の増加。機能別団員制度の導入や拡大により、年々増加

8 職業構成及び就業形態の状況

	被雇用者				学生	自営業その他
	公務員	特殊法人(農協・公社等)	日本郵政			
H29団員数(人)	622,637	67,308	30,629	6,742	3,995	223,699
H30団員数(人)	619,999	68,336	30,457	6,627	4,518	219,144
構成割合	73.5%	8.1%	3.6%	0.8%	0.5%	26.0%

「大規模災害団員」の概要

＜基本的な考え方＞

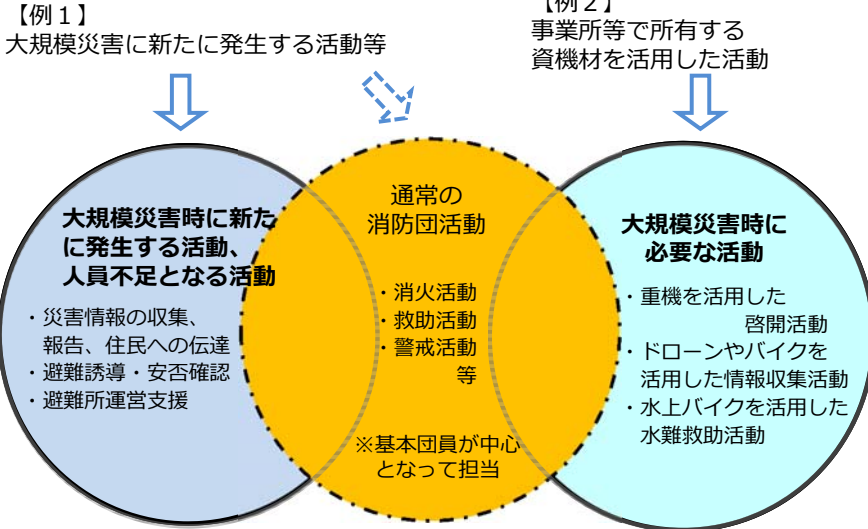
- 「大規模災害団員」は、特定の役割・活動をあらかじめ限定して従事する機能別団員の一つ。
- 「大規模災害団員」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人員不足となる場合に限り出動。
 (例) 災害種別毎の出動例 風水害 : 被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等
 地震・津波 : 震度5強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合 等

※ 平成30年4月1日現在で33市町村が導入済。

※以下はあくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

＜処遇等＞

＜活動内容(例)＞



＜想定されるなり手(例)＞

消防職員OB・消防団員OB、自主防災組織等の構成員(※)、学生、事業所・団体等の従業員、特殊な資機材を持つ事業所・団体等の関係者等
 ※ 自主防災組織等において防災活動を中心的に担う者が「大規模災害団員」として消防団との連絡調整等を実施。

	「大規模災害団員」	(参考) 基本団員
活動場面	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 ※式典等には必要に応じて参加	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害 ・大規模災害を想定した訓練 ・地域の防災訓練 ・火災、風水害 ・操法訓練 ・救助訓練・ポンプ等点検 ・救命講習会等の研修 ・普及・啓発(火災予防運動、年末警戒) ・式典等(操法大会、出初式、祭り警備等)
報酬・手当	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬: 基本団員より低額でも可 ・出動手当: 基本団員と同程度の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・年額報酬: 条例により規定(交付税措置 36,500円/人/年) ・出動手当: 条例により規定(交付税措置 7,000円/回)
退職報償金	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で退職報償金なしとすることも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・階級別、勤務年数別に、条例で規定され支給される(消防基金への掛金 19,200円/人/年)
公務災害補償	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償の対象(消防基金への掛金1,900円/人/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務災害補償の対象(消防基金への掛金1,900円/人/年)

消防団員の処遇の改善(年額報酬及び出動手当について)

年額報酬及び出動手当

- 市町村は条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給している。
- 支給額、支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、引上げ等を図る必要があり、当該団体に対し、早急にその引き上げを行うよう要請してきている。

地方交付税算入額	交付税単価	条例平均額(階級:団員)				
		年額報酬(一般団員)	H26	H27	H28	H29
・報酬(年額)36,500円(団員) ~82,500円(団長) ・出動手当(1回当たり)7,000円	36,500円	29,707円	30,201円	30,355円	30,473円	30,648円

- 条例で定める年額報酬(階級:団員)の状況は以下のとおり(なお、無報酬団体については、平成27年度中にすべて解消された。)

年額報酬(階級:団員)	市町村数	累計
1 ~ 10,000円未満	19 (1.1%)	19 (0.1%)
10,000 ~ 20,000円未満	371 (21.3%)	390 (22.4%)
20,000 ~ 30,000円未満	556 (32.0%)	946 (54.4%)
30,000 ~ 36,500円未満	317 (18.2%)	1,263 (72.7%)
36,500円以上	475 (27.3%)	1,738 (100%)

※市町村数については、日額制である3団体を除き、東京都特別区は23区で計上している。

地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化

H31当初予算額(案) 23.4億円

H30補正予算額(案) 25.3億円

(a) 消防団の装備・訓練の充実強化

- 災害現場の状況を速やかに把握するための資機材(オフロードバイク、ドローン)や女性や学生でも扱いやすい小型動力ポンプの無償貸付けを実施するとともに、消防団への教育訓練を実施



【資機材(イメージ)】

- 救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車の配備及び救助用資機材等に係る補助金の創設により、消防団の装備や訓練を充実強化

- 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付 ⑩8.9億円 ⑳⑩17.9億円
- 消防団設備整備費補助金【新規】 ⑩7.4億円 ⑳⑩7.4億円



【救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車】 【主な補助対象資機材】

(b) 消防団への加入促進

- 平成30年7月豪雨において消防団の活動の重要性が再認識されたことを踏まえ、消防団への加入を促進するため、ポスター、リーフレット及び雑誌・広告等を活用した広報活動を実施
- 消防団加入促進広報の実施 0.7億円(30年度 0.6億円)
- 事業所の従業員や学生の入団を促進するために、新規分団の設立や訓練に要する経費等を支援
- 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.2億円(30年度 1.2億円)

(c) 自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織等の災害対応能力を強化するため、自主防災組織や消防団と地域の多様な組織との連携体制の構築を支援
- 自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業 0.5億円(30年度 0.5億円)
- 災害伝承10年プロジェクト 0.3億円(30年度 0.2億円)

【組織の枠を超えた連携(イメージ)】



消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)の概要

○補助金の趣旨

災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。

○補助率

1/3(地方負担分2/3に特別交付税措置(措置率0.8)を講じる予定)

○補助対象事業者

市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)

○補助対象設備 : 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可

①救急救助用資機材

自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ

②携帯用無線機

トランシーバー

○政府予算額(案)

⑩補正予算 : 7.4億円 ⑩当初予算 : 7.4億円

【補助対象資機材】 : 積算上の単価合計で約160万円



エンジンカッター
〔約15万円〕



チェーンソー
〔約12万円〕



油圧切断機
〔約97万円〕



AED
〔約31万円〕



ジャッキ
〔約2万円〕



トランシーバー
〔約3万円〕

準中型免許の新設に係る対応について（消防団で使用する自動車関連）

1. 道路交通法改正概要

- 道路交通法の改正に伴い、平成29年3月12日から「準中型免許」（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満）を新設。
- 平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満となった。
 - ※1 平成29年3月11日以前は、普通免許で、車両総重量5トン未満の自動車まで運転可能であった。
 - ※2 平成29年3月11日以前に普通免許を取得していた者は、引き続き、車両総重量5トン未満の自動車を運転可能。

2. 今後の対応方針

- (1) 消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設
 - 消防団員が準中型免許を取得する経費について助成する制度を地方公共団体において導入すること。
 - 平成30年度から新たに、以下の経費について地方財政措置（特別交付税措置）を講じる。
 - 対象経費：消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対して市町村が助成した場合、その助成額の1/2を特別交付税として措置する。
 - 消防団員の準中型免許取得費用に対する地方公共団体の公費助成制度の創設の先行事例等を消防庁から周知することとしている。
- (2) 自動車教習所等における周知
 - 消防庁と警察庁が連携し、普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新規免許取得者に周知することとしている。
- (3) 軽量の消防車両の活用
 - 必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、消防団で所有する自動車を更新する機会等にあわせて、軽量の自動車（例えば、3.5トン未満の小型動力ポンプ積載車等）を活用することを検討すること。

（参考）道路交通法改正の概要（平成29年3月12日から施行）

18歳から取得可能な免許
準中型免許の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転できます（普通自動車も運転できます）。
普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満（最大積載量2トン未満）となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

18歳から普通免許なしでもOK!



（警察庁ホームページより）

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前	車両総重量	5トン	11トン
	最大積載量	3トン	6.5トン
普通自動車 普通免許 18歳以上		中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年

改正後	車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン
	最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン
普通自動車 普通免許 18歳以上		準中型自動車 準中型免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年



防災情報伝達手段の多重化・多様化に係る地方財政措置の拡充

防災行政無線の戸別受信機等の地方財政措置

整備するもの	該当する地方財政措置	
	親局等と戸別受信機等を 一体で整備する場合	戸別受信機等を 貸与により単独で配備する場合
市町村防災行政無線(同報系)の戸別受信機	緊急防災・減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 【有償貸与による配備は新規】 (下記2参照)
戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置 (以下のものが該当) ・FM放送の自動起動ラジオ ・MCA陸上移動通信システムの屋内受信機 ・市町村デジタル移動通信システムの屋内受信機 ・280MHz帯電気通信業務用ページャーの屋内受信機 ・V-Lowマルチメディア放送の屋内受信機	緊急防災・減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 【有償貸与による配備は新規】 (下記2参照)

携帯電話網等を活用した情報伝達手段の地方財政措置

携帯電話網等を活用した情報伝達手段	該当する地方財政措置		
	庁舎側のサーバー等を 新規整備する場合 (一体で個別端末を整備する場合も 含む)	庁舎側設備のソフト改修を 行う場合	個別端末を貸与により単 独で配備する場合
	緊急防災・減災事業債 (下記1参照)	特別交付税措置 【新規】 (下記2参照)	特別交付税措置 【新規】 (下記2参照)

1 緊急防災・減災事業債

- ・地方債の充当率：100%
- ・交付税措置：元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・事業年度：平成32年度まで

2 特別交付税措置

措置率：70%

ただし、戸別受信機等・個別端末の配備は貸与する場合に限る(譲渡は対象外)。



防災行政無線の機能強化に関する地方財政措置の拡充

- アナログ方式の防災行政無線をデジタル化するほか、既にデジタル化された防災行政無線を更新する場合であっても、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化については、新たに緊急防災・減災事業債(※)の対象とする。

対象となる機能強化(屋外スピーカー)の例

音達を改善した屋外スピーカー

従来型スピーカーと比べて、距離による音の減衰等が少ない高性能スピーカー

従来のスピーカー → 高性能スピーカー

視覚効果付き屋外スピーカー

- **パトライト付きスピーカー**
放送を行う際にパトライトを点灯させることができるスピーカー

パトライト

- **文字表示盤付きスピーカー**
放送内容を視覚的にも伝達できる文字表示盤が付属したスピーカー

文字表示盤での表示

屋外スピーカーの停電対策

- **バッテリー追加**
バッテリーにより、停電時の使用可能時間を確保したスピーカー

バッテリー

- **ソーラーパネル対応**
バッテリーに充電できるソーラーパネルにより、停電時の使用可能時間を確保したスピーカー

ソーラーパネル

※ 緊急防災・減災事業債

- ・地方債の充当率：100%
- ・交付税措置：元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
- ・事業年度：平成32年度まで

災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策

概要: 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。

府省庁名:総務省

非常用電源の確保

箇所:140災対本部設置庁舎程度、
350消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎及び消防庁舎のうち、非常用電源が未整備の施設

※なお、非常用電源が設置済みの庁舎においても、72時間の稼働時間確保等を目指す。

期間:2020年度まで

実施主体:地方公共団体

内容:災害対策本部設置
庁舎及び消防庁舎の
非常用電源の確保



達成目標:

地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、非常用電源の確保を大幅に進捗

耐震化

箇所:60災対本部設置庁舎程度、
490消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎であって耐震性がなく耐震性のある代替庁舎の指定もなされていないもの及び消防庁舎のうち耐震性がない施設

期間:2020年度まで

実施主体:地方公共団体

内容:災害対策本部設置
庁舎及び消防庁舎
の耐震化



達成目標:

地方公共団体の災害
対策本部設置庁舎及び
消防庁舎における業務継続性を確保するため
に、耐震化に係る整備を大幅に進捗

緊急防災・減災事業債について

地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成30年度については5,000億円を計上

1. 対象事業 【地方単独事業(6)を除く】

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点施設(地域防災センター等) ○防災資機材等備蓄施設、拠点避難地 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段 ○指定緊急避難場所や指定避難所において防災機能を強化するための施設 ○指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設(空調・Wi-Fi・パリアフリー化に係る施設等) ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 	<p>(3) 津波対策の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画に、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線のデジタル化 ○全国瞬時警報システム(J-ALERT)の新型受信機の導入・情報伝達手段の多重化 ○高機能消防指令センター(デジタル化に伴い整備するもの等) ○防災情報システム、衛星通信ネットワークシステム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○災害時オペレーションシステム 	<p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署所等の増改築等 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備 <p>(5) 地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 <p>※消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象</p> <p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※)の交付を受けて実施する(1)~(5)の事業</p>

(※)防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

- (1) 地方債の充当率 100%
- (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成29年度から平成32年度(東日本大震災に係る復興・創生期間まで継続)

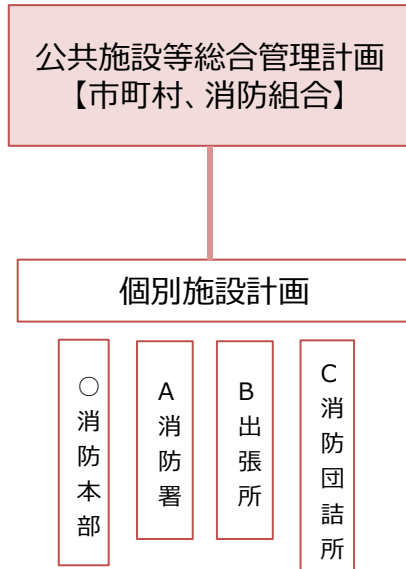
消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定について

近年の様々な災害に鑑み、インフラの戦略的な維持管理・更新等の取組を進め、消防力の維持・向上を図るとともに住民の安全・安心を確保することが必要不可欠であることから、消防庁は、消防分野における公共施設等総合管理計画と、個別施設計画の策定を要請しており、消防本部における早急な取組が必要。

インフラ長寿命化基本計画【国】

地方公共団体は、行動計画を策定するとともに、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を定めることとされる。（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）

消防分野に関して…



- インフラの管理者はあらゆるインフラを対象に、**平成28年度末までに**、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的取組の方向性を明らかにする**公共施設等総合管理計画**を策定することとされている。

※「公共施設等総合管理計画」=インフラ長寿命化計画における「行動計画」

- ・単独消防
→ 市町村の公共施設等総合管理計画に消防部門を記載
- ・消防組合（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合）
→ 消防組合で公共施設等総合管理計画を作成
又は 構成市町村の公共施設等総合管理計画に消防部門を記載

- しかしながら、消防組合のうち、**策定済み又は平成30年度末までに策定予定である団体は、全体の約9割となっており、未策定の団体がある。**

→ 消防組合の取組は極めて遅れている状況。

※ 市区町村は平成30年4月1日時点で1,714団体(1,721団体中)策定済み

- 総合管理計画を策定後、**平成32年度までのできるだけ早い時期に個別施設計画**を策定する必要がある。



国内で更新対象となった消防車両を開発途上国へ無償で寄贈する取組みは、これらの国々における消防力の向上に寄与するだけでなく、我が国からの目に見える国際協力として非常に有効。

また、日本の消防車両は高性能で耐久性があり、かつ、適正に維持管理されていることから故障が少ないため、相手国消防機関から高い評価。

これらのことを踏まえ、消防庁では、外国への消防車両の寄贈について、地方公共団体に対して協力を依頼するとともに、国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合の消防車両の不用後の処分方法について通知。

(平成26年10月1日付け消防参第216号、消防消第191号 各都道府県消防防災主管部長宛)

※ 地方公共団体や公益法人等が行う国際協力事業として外国へ消防車両の寄贈を行う場合は、不用車両の処分にあたり、抹消登録及び無線機の撤去のみを行うことで足りる。(車体の名称表示の消去及び赤色灯・サイレンの撤去は不要)

【寄贈実績】

消防本部や消防団で不用となった消防車両等のうち、平成28年度は全国で23か国へ148台が外国へ寄贈された。

(例) ペルー共和国への消防車両寄贈 (平成30年2月)

- ペルー共和国からの要請に応じ、日本消防協会を通じて水槽付き消防ポンプ車2台、消防ポンプ車2台、救急車4台、指揮車1台、水槽車1台の合計10台が寄贈された。
- 車両寄贈に併せて日本消防協会から3人、東京消防庁から2人が現地に派遣され、現地の義勇消防団に対する技術指導が実施された。今回の人的派遣等の技術指導に係る経費にはODA資金が活用されている。
- 技術援助最終日には、ペルー共和国大統領夫人、堀井巖外務大臣政務官出席の下、車両寄贈のセレモニーと技術援助の集大成としてペルー義勇消防団による訓練披露も実施された。



消 防 大 第 1 1 6 号
平成 30 年 12 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防大学校長
(公 印 省 略)

平成 31 年度 消防大学校教育訓練計画について

平素より本校の教育訓練につきまして、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 31 年度消防大学校教育訓練計画について別紙 1 のとおり策定いたしました。平成 30 年度からの主な見直し内容は別紙 2 のとおりです。

消防大学校においては、消防本部や消防学校、都道府県航空隊等を対象とした高度な教育訓練をはじめ、都道府県及び市町村の消防団関係業務や危機管理・国民保護業務の担当職員を対象とした実務講習を実施しています。

つきましては、貴都道府県内の市町村、消防本部及び消防学校に周知いただき、消防大学校の各学科・コースへの入校・入寮についてご検討くださるようお願いいたします。

なお、平成 30 年度教育訓練実施要領及び入校希望調査については、別途通知いたします。

【問合せ先】

消防大学校教務部 石澤、斎藤

TEL : 0422-46-1712

FAX : 0422-46-1988

E-mail : fdmc-k@soumu. go. jp

平成31年度 消防大学学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目的	期・回数	定員(名)	入寮期間 (平成31年4月～ 平成32年3月)	入寮 日数 (日)
学 科	総合教育	幹部科 消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。	57	60	6月11日(火)～ 7月26日(金)	46
			58	60	8月19日(月)～ 10月4日(金)	47
			59	60	10月9日(水)～ 11月27日(水)	50
			60	60	1月9日(木)～ 2月27日(木)	50
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	83	54	1月15日(水)～ 1月31日(金)	17
			26	42	4月16日(火)～ 4月26日(金)	11
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	27	60	5月13日(月)～ 5月23日(木)	11
			75	36	8月26日(月)～ 8月30日(金)	5
	消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	76	36	11月18日(月)～ 11月22日(金)	5
			警防科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	105	60
	106	60			10月17日(木)～ 12月6日(金)	51
	救助科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	79	60	4月11日(木)～ 6月6日(木)	57
			80	60	8月22日(木)～ 10月11日(金)	51
	救急科	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む。)	81	48	9月17日(火)～ 10月18日(金)	32
			予防科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	106	48
	107	48			1月8日(水)～ 2月28日(金)	52
	危険物科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	14	42	6月26日(水)～ 7月26日(金)	31
			火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	37	48
	38	48			10月17日(木)～ 12月6日(金)	51
新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	13	60	3月3日(火)～ 3月13日(金)	11	
現任教官科 (総務・予防)	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。	3	36	3月2日(月)～ 3月6日(金)	5	
現任教官科 (警防)	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。	3	36	3月9日(月)～ 3月13日(金)	5	
実 務 講 習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース 緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	21	48	4月15日(月)～ 4月25日(木)	11
			22	48	5月7日(火)～ 5月17日(金)	11
		高度救助・特別高度救助コース 高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	9	66	3月2日(月)～ 3月13日(金)	12
		NBCコース 緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。	9	72	2月4日(火)～ 2月26日(水)	23
	航空隊長コース 消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	19	84	12月2日(月)～ 12月13日(金)	12	
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース 地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	9	96	4月17日(水)～ 4月24日(水)	8
			自主防災組織育成コース 自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。	15	72	5月27日(月)～ 5月31日(金)
		自主防災組織育成短期コース 自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。	9	64	10月、11月	
			10	64		
	消防団活性化推進コース 消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。	5	48	10月28日(月)～ 11月1日(金)	5	
6		48	1月20日(月)～ 1月24日(金)	5		
その他	女性活躍推進コース 女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。	4	52	12月12日(木)～ 12月20日(金)	9	
	査察業務マネジメントコース 消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。	3	48	5月27日(月)～ 5月31日(金)	5	

※ 各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠として決定し、女性の入校を推進している。

平成 31 年度 消防大学校教育訓練計画の概要

平成 31 年度の消防大学校教育訓練計画においては、引き続き実践的な教育訓練の充実強化を推進するとともに、効果的かつ効率的な教育訓練を実施する。

1. 実践的な教育訓練のさらなる充実強化

火災件数の減少に伴い、実戦経験の少ない指揮者が増加する一方、平成 30 年度においても東京都多摩市における工事中の大規模建物等の特殊火災や平成 30 年 7 月豪雨及び北海道胆振東部地震等の大規模自然災害が発生するなど、災害が複雑多様化、かつ大規模化している。

これらの状況を踏まえ、消防の幹部として必要な現場判断力及び指揮能力並びに安全管理能力の一層の向上を図っていくことが必要となっている。

このため、消防大学校では、引き続き実践的な教育訓練を実施するとともに、新たに導入した街区ユニットを活用した訓練や指揮シミュレーションと実科訓練を同時に組み合わせた訓練の実施などにより、教育訓練の充実強化を図る。

2. 学科・実務講習の取組

(1) 幹部科

最近の消防を取り巻く情勢を踏まえ、LGBT 等の人権問題やハラスメント対策等、幹部として必要となる知識やその対応要領等について、講義内容の見直し等により教育訓練効果の向上を図っていく。

なお、教育訓練の効果的な実施等の観点から、各回の定員を 60 人とする。

(2) 消防団活性化推進コース

消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる行政職員・消防職員を対象に、加入促進や女性活躍等の講義内容の充実や、消防団の活動をより深く理解できる指揮シミュレーション等の実施など、教育訓練の内容の充実を図る。

消防団業務に携わる行政職員や消防職員がより受講しやすいよう開催回数を 2 回（各回定員 48 人）とする。

(3) 危機管理・国民保護コース

地方公共団体の危機管理・防災実務管理者、国民保護を担当する課長等を対象に、自然災害やテロ災害対応等の危機管理に係る講義内容の充実や、指揮シミュレーションやケーススタディ等の実施など、教育訓練の内容の充実を図る。

(4) その他

定員及び実施時期の一部変更や、入校・受講者の住環境の改善を行う等、施設を最大限に活用した効果的かつ効率的な教育訓練を実施する。